© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

自大正七年
至昭和七年

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

© Kyozomekai

公示

公示第一號

組合定款第二十一條ニ據リ修業狀ヲ附與シタル者左ノ如シ此旨公示ス

大正七年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

契約年限　授業人名

十二年　茶染業上田清太郎弟　河原清太郎
十ケ年　形彫業鈴木文次郎弟　奥野己之助
九ケ年　同　友仙業毛利源次郎弟　西橋喜太郎
十二年　友仙業[illegible]吉徒弟　古澤　仙一
八ケ年　糸染業[illegible]屋ふじ徒弟　和田九十郎
十三年　同　[illegible]吉徒弟　吉村竹之助
八ケ年　友仙業[illegible]江野太郎徒弟　平尾理三郎
同　浸落業中川松次郎徒弟　前西龍太郎
十ケ年　上書業[illegible]仁一郎徒弟　大西源蔵
十一年　友仙業[illegible]井嘉蔵徒弟　松成　友吉
八ケ年　再整業石井[illegible]吉徒弟　熊谷　長造
六ケ年　小紋業[illegible]谷森次郎徒弟　久保彌三郎
八ケ年　友仙業松本文之助徒弟　酒井　武雄
七ケ年　[illegible]　松本　岩松
十ケ年　[illegible]林[illegible]四郎徒弟　馬淵　安吉
九ケ年　[illegible]　森垣静一郎
八ケ年　下書業森本宗太郎徒弟　松井源三
十ケ年　友仙業毛利源次郎徒弟　岡野清次郎
七ケ年　紋染業[illegible]井忠次郎徒弟　木村　高吉
十ケ年　[illegible]吉徒弟　富田　鉄造
八ケ年　[illegible]　菱川彌七
十ケ年　[illegible]　藤浪榮次郎
七ケ年　[illegible]　鈴井　正憲
同　[illegible]　田中　吉造
十一年　再整業中村水吉徒弟　西口　末吉
十五年　茶染業上田清太郎徒弟　村田　庄吉
同　柳貝業[illegible]久次郎徒弟　若山己之助
十二年　上書業森田[illegible]松之助徒弟　林　富三郎
　　松井鶴之助

公示第二號

組合定款第十九條第二項ニ據リ褒賞狀ヲ附與シタル者左ノ如シ此旨公示ス

大正七年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

十五年　正翔業北村長四郎徒弟　廣瀬　外一
七ケ年　御召業浦谷傳吉徒弟　中村　末吉
同　同　木村　亮三
十一年　茶染業木村勘兵衛徒弟　湯浅　やを
十二年　同　木久　ムメ
十一年　上書業龍田嘉吉徒弟　山根重次郎
十ケ年　友仙業八木伊三郎徒弟　杉江　新平
十一年　上書業前田清次郎徒弟　畑野　拾三

友仙業高橋佐吉徒弟　古澤　仙一
形彫業見玉米次郎徒弟　奥野己之助
同　西橋喜太郎
糸染業[illegible]屋ふじ徒弟　和田九十郎
茶染業森井喜一郎徒弟　河原清太郎
糸染業阪本爲吉徒弟　吉村竹之助
友仙業横江彌太郎徒弟　平尾理三郎
浸落業中川松次郎徒弟　大西源蔵
友仙業駒井嘉蔵徒弟　熊谷　長造
再整業石井[illegible]吉徒弟
下書業森本宗太郎徒弟　久保彌三郎
友仙業毛利清次郎徒弟　岡野清次郎
張物業菅原仙太郎徒弟　木村　高吉
練物業小林家四郎徒弟　森垣静一郎
友仙業内田松之助徒弟　田中　吉造
形彫業湯口安次郎徒弟　藤井　正憲
再整業中村水吉徒弟　西口　末吉
正翔業北村長四郎徒弟　廣瀬　外一
浸落業益富豐松徒弟　松本　喜三郎
御召再整浦谷傳吉徒弟　中村　末吉
同　茶染業木村勘兵衛徒弟　木村　亮三
茶染業八木伊三郎徒弟　湯浅　やを
友仙業[illegible]井清太郎徒弟　杉江　新平
茶染業上田清太郎徒弟　村田　庄吉

公示第三號

組合定款第十六條ニ據リ徒弟履傳契約ヲナシタル者左ノ如シ此旨公示ス

大正七年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

形彫都宇野米吉徒弟　若山己之助
京都市下京區大宮通佛光寺西入　明治卅四年三月十九日生
　　樋口光太郎
京都市下京區[illegible]　明治卅六年三月十五日生
同　谷口德次郎徒弟
滋賀縣近江國滋生郡西大路村　森口喜代治
　　明治卅二年一月十日生
同　見玉米次郎徒弟
京都市上京區黒門通下立賣上ル　奥野己之助
滋賀郡東淺井郡内保村　西橋喜太郎
同　森川龍吉徒弟
京都市下京區片原町花屋町上ル　吉村數彌
　　明治卅五年六月生
小紋染都大村傳次郎徒弟
三重縣三重郡河原田村百六番屋敷　來田一三
　　明治卅六年四月廿日生
引染都松村新之助徒弟
京都市下京區猪熊通劍樂陣角　田中喜一郎
　　明治廿八年二月十二日生
紋上書都森田菊松徒弟
京都市下京區佛具屋町通高倉寺下ル　松井鶴之助
　　明治廿七年九月二日生
木綿再整都矢野丹吾徒弟
富山縣西礪波郡太閤村字吉見　澤田正一
　　明治廿二年八月廿八日生
友仙都安田吉太郎徒弟
三重縣伊勢國宇治山田町　中川茂助
同　[illegible]都利一徒弟
京都市上京區[illegible]崎町字蓮華藏　[illegible]幸三郎
　　明治卅三年一月一日生
滋賀縣甲賀郡土山町　本與市

同　上田清太郎徒弟　若山己之助
　　明治卅四年三月十九日生
同　川村泰助徒弟
岐阜縣惠那郡遠山村字田澤　小木曾治郎
同　縣同　郡同　明治卅八年六月廿日生
　　村字馬場　杉山豐治郎
同　縣同　郡同　明治四十一年二月五日生
　　村字馬場山田　後藤菊一
　　明治卅四年一月廿二日生
同　縣同　郡同　村字馬場山田　後藤勘
　　明治卅六年八月四日生
同　縣同　郡同　村字上手間　山村彌五八
　　明治卅五年四月二日生
友仙都岡部儀徒弟
福井縣南條郡王子保村　辻尾喜久治
　　明治卅三年二月廿日生
同　縣今立郡鯖津村字上鯖江　若林末松
　　明治卅五年一月十日生

公示第四號

湯貝斗都員堀井信之丞氏今般左ノ通リ實用新案登錄證ヲ受ケラレタルニ付キ此旨公示ス

大正七年一月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

第四四三一號
實用新案登錄證
京都市下京區高辻通烏丸東入
匂天神町六百四十七番地　堀井信之丞
考案者　右同　上
一實用新案ノ名稱　輻出機械抱子
前記實用新案ハ特許局審査官ニ於テ登錄スヘキモノト査定シタリ仍テ實用新案原簿ニ登錄シ本證ヲ下附スルモノナリ
大正六年十二月十日　特許局長　村上隆吉㊞
登錄實用新案第四四四三一號
京都市下京區高辻通烏丸東入
匂天神町六百四十七番地　堀井信之丞
實用新案標査（考案者）
輻出機用抱子
登錄請求の範圍　圖面に示せる輻出機用抱子に於て受板（ハ）の押板（ロ）の接着すべき個所

© Kyozomekai

（ハ）に適宜の謹謹（か）を嵌設し布耳の抱持を完全ならしむべくなしたる構造

圖面の説明　圖面は本案組出機用抱子の構造を示し第一圖は全體の斜面圖第二圖は抱口を開きたる圖なり

（イ）は槓杆運動により押板（ロ）を上下して抱口を開閉せしめ布耳を押壓抱持すべくなしたる兩金其他適宜の金屬製抱子（ハ）は押板（ロ）の接着すべき適所（ニ）に適宜の謹謹（か）を嵌設したる受板なり

本案は布耳を抱持すべき連結せる抱子を左右に裝置し其間柄により御召其他の織布を整理する公知の組出機に使用せるゝ抱子の改良にして砌金其他の硬質金屬を以てなる抱子の押板（ロ）に接すべき受板面に適宜の謹謹を嵌設したるを考案の主眼とし金屬と謹謹とを抱ましめて布耳を押持するものなるを以て布耳を組偶する憂ひなく抱持を完全にし且つ抱口の廃滅を防ぎ耐久力に富む等の効あり

雜報

◆所務細則の改正　當組合事務所に於て實行し來りたる所務細則は定款の改正に伴ひ修正の必要ありしを以て左の如く修正し去月廿六日の評議委員會に於て承認せられたり

京都染物同業組合所務細則

第一章　總則

第一條　當所ニ左ノ係ヲ置ク

一、庶務係　一、業務係　一、會計係

第二條　各係ニ主任一名ヲ置キ分掌事務ヲ取扱ハシム

主任ニシテ缺員ノ場合ハ理事之ヲ兼任ス其主掌ノ事項ニ付テハ當所ノ名ヲ以テ文書ヲ往復スルコトヲ得

第三條　理事ニ左ノ職務ヲ取扱ハシム

一、諸規例則ニ關スル事
一、組合經濟ニ關スル監督
一、組合財産管理ニ關スル監督
一、組合會評議員會各部聯合會ニ關スル事
一、各聯合組合ニ關スル事
一、組合定款違背ニ關スル事
一、職員ノ進退及辭令ニ關スル事
一、職員ノ賞與並勞弔慰ニ關スル事
一、事務所及組長副組長印ノ管守其他印章ニ關スル事

第四條　各係ニ屬スル事務分掌ハ左ノ如シ

第一、庶務係

一、文書及物品授受發送ニ關スル事
一、收受文書ノ處分既未濟調査ニ關スル事
一、召喚人及面會人紹介ニ關スル事
一、往復文書稟伺合書ノ淨書並ニ印刷ニ關スル事
一、月報發布ニ關スル事
一、選擧ニ關スル事
一、統計ニ關スル事
一、會議ニ關スル諸務及議事錄整理ニ關スル事
一、諸文書圖書ノ編纂保存ニ關スル事
一、博覽會共進會競技會ニ關スル事
一、他ノ主管ニ屬スル事
一、諸登記事項
一、帳簿ノ整理及證票ニ關スル事

第二、業務係

一、組合未加入者督促ノ事
一、職工徒弟調査ノ事
一、組合員異動ニ關スル取調ノ事
一、工況取調ニ關スル事
一、工場取締ニ關スル事
一、紛議ニ關スル取調事項
一、逸失行爲ニ關スル取調事項

第三、會計係

一、經費豫算及賦課徵集ニ關スル事
一、經費決算ニ關スル事
一、財産保管ニ關スル事
一、金錢ノ收支ニ關スル事
一、所内修繕ニ關スル事
一、諸物品購入及賣却ニ關スル事

第五條　事務ノ分掌事項ハ前項ニ示スト雖モ其明文外ニ渉ル事件ハ各其類ニ依リ之ヲ處理セシム

第六條　所管ニ係ル以外ノ書類物品ハ其主任ノ承諾ヲ得ス檢閲又ハ取扱ヲナスヘカラス

第七條　本所ニ到達スル諸文書ハ庶務係ニ於テ收受シ親展書又ハ私信書ヲ除ク外開封ノ上受附簿ニ分類登記シ（番號同一事件ノ往復ニハ終始同番號ヲ用ユ）及受附タル月日ヲ記入シ之ヲ分掌主任ニ送附シ證印ヲ受クヘシ

收受文章ハ直チニ前項ノ手續ヲ了シ檢閲スルコトヲ得ス

第八條　親展書又ハ私信書ハ封緘ノ儘送附簿ニ登記シ宛名者ニ送附シテ受領印ヲ受クヘシ

第九條　往復文書ニシテ各分掌事務ニ渉ル事件ハ關係ノ重キ主任ニ配附スヘシ

第十條　主務省及監督廳ノ調査特達其他事務上重要ナル通牒ハ庶務係ニ於テ收受月日及番號ヲ附シ理事ニ送附シ其指示ヲ受クヘシ

前項文書ニシテ各係ニ關スルモノハ各主任ニ回覽セシメタル上關係ノ尤モ大ナル係ニ於テ保管スヘシ

第十一條　各係ニ送附シタル文書ノ内若シ他係ノ主管ニ屬スルモノナルトキハ其事由ヲ附シ捺印ノ上庶務係ニ還附ス可シ直ニ他係ノ主任ニ移轉スルコトヲ得ス

他ヨリ直接ニ受ケタル用件又ハ文書ハ其受領者ヨリ庶務係ニ通知シ授受ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十二條　官報又ハ書籍雜誌等ハ收受ノ月日ヲ順序ニ整理シ編纂保存スヘシ

第十三條　諸文書ニ金劵其他物品ヲ添附シタルモノハ受附簿ニ詳記シ捺印ノ上各分掌主任ニ書類ト共ニ送附シ領收者ノ印ヲ受クヘシ

第十四條　配布ヲ受ケタル文書中處分ヲ要スルモノハ速ニ調査立案シテ三日以内（休暇ヲ除ク）ニ其處分ヲ了スヘシ若シ日限内ニ處分スル能ハスト認ムルトキハ其事由ヲ記入シ處分結了期日ヲ豫定シ理事ヲ經テ組長ノ認可ヲ受ケ之ヲ庶務係ニ回附シテ其認印ヲ徴スヘシ示後繼續延期ノ認可ヲ受ケタルトキ又同シ

處分前ニ當リ主務省又ハ監督廳其他組合團體ニ照會交渉等ヲ要スル事件ニシテ別ニ回議案ヲ起シタル場合ハ此限リニ非ス

第十五條　開廢業又ハ職工徒弟其他異動及取調ニ關スルモノニシテ其日ヲ事務ヲ了スル能ハサルモノト雖モ遅クトモ二日ヲ過ルコトヲ得ス日限内ニ處理スル能ハサルモノハ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十六條　開廢業職工徒弟其他ノ異動又ハ經費惡納督促等ニ依リ徴收シタル金錢ハ會計係ニ送附シ領收ノ印ヲ徴スヘシ

第十七條　總テ書類ハ其日ノ夕ニ渉ラサルモノハ蒐集シタル證據書類ニ附シ月日ノ順序ニ依リ整理スヘシ

處分スヘキモノニ認ムルトキハ書類ニ意見ヲ附シ庶務係ニ送附スヘシ

第十八條　凡ソ處理ノ際ハ各分掌主任ニ送附ヲ受ケタル日ヲ始メ處分案ヲ提出シタルトキ終ル

組長又ハ理事ヨリ改案ノ命シタル時ハ其日ヨリ三日以内ニ再圖ノ上提出スヘシ

組長又ハ理事ハ一ヶ條ノ一時處分ヲ停止シ留置ク事ヲ命シ其主掌主任ニ於テ之ヲ保管シ其旨庶務係ニ通知スヘシ

第十九條　分掌事務ニ關シ他分掌事務ニ渉ルトキハ合議スヘシ合議ニ於テ異議アリタルトキハ主務分掌主任ヨリ理事ニ經テ組長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　合議案ニ於テ異議アリ經ラサルトキハ左ノ例ニ依ル（イ）合議案ニハ各分掌主任ノ意見書ヲ添ヘ理事ノ意見ヲ聞ク（ロ）理事ノ意見ニシテ尚異議アルトキハ組長ノ裁決ヲ受ケヘシ

第二十一條　庶務係ニ於テ未濟事件取調簿ヲ各係毎ニ調製シ各係ニ送附シタル諸文書ニシテ其處分未濟ノ日ヨリ七日以外ニ渉リタルトキハ其主任者ヲシテ毎件未濟ノ理由ヲ記入セシメ組長又ハ理事ニ具申スヘシ

第二十二條　庶務係ハ前年中收受文書ノ處分濟件數表ヲ調製シ翌年一月十五日限リ理事ヲ經テ組長ノ一覽ニ供スヘシ

第二十三條　庶務係ハ毎月收受發送シタル文書ノ員數種類及各分掌事務ヲ區別シタル件數表ヲ作リ翌月十日迄ニ理事ヲ經テ組長ニ報告スヘシ

第二十四條　組長ノ裁可濟又ハ報告濟其他決了シタル文書ハ類ニ別チ決議ノ月日ヲ記入

第二十五條　文書ハ郵ヲ庶務係ニ於テスヘシ淨書ヲ要スル書類ヲ庶務係ニ送附スル所時限迄ニ送附スヘシ至急ヲ要スル文書ハ退前項ノ限リニ非スト雖モ其時限後ニ送附スルトキハ其文書ニ附箋シ至急ノ印ヲ押シ理事ノ捺印ヲ受ケ庶務係ニ送附スヘシ

第二十六條　庶務係員退所後至急ヲ要スル發送文書アルトキハ主任ニ於テ淨書ノ手續ヲナシ宿直員ニ命シ其事務ヲ處理ノ手續ヲ遂スヘシ

第二十七條　庶務係ハ淨書ノ文書ヲ受ケタルトキハ淨書校合ノ件名ニ登記シ各其番號ヲ記シ押印ノ上午前ニ受ケタルモノハ當日午後ニ受ケタルモノハ翌日午前十時迄ニ發送スヘシ但シ至急ヲ要スルモノハ直チニ淨書發送スヘシ

第二十八條　他ニ出スル電信ハ庶務係ニ回附シ郵便電信人夫ノ紀名等ヲ記入シ速ニ發送ノ手續ヲナス

第二十九條　經費豫算ヲ調製シタルトキハ理事ヲ經テ組長ニ檢査ヲ受ケシムルノ手續ヲナス

第三十條　經費豫算及決算ノ決定シタルトキハ速ニ組合員ニ報告ノ手續ヲナスヘシ

第三十一條　金錢ノ收納ハ各傳票ヲ作リ組長及出納役ノ承認ヲ受ケ其命ニ依リ之ヲ取扱フヘシ

第三十二條　金錢ノ支拂ハ理事監督ノ下ニ請求書ヲ徴シ本人或ハ代理人ニ交附シ領收證ヲ徴シ置クヘシ

第三十三條　月計算ハ翌月五日ヨリ延期スヘカラス

第三十四條　物品買入或ハ修繕ニ要スル費用ハ理事ヲ經テ出納役組長ノ承認ヲ得テ之ヲ施行スヘシ

第三十五條　上算ノ先チ支拂ヲ要スルモノハ前條手續ヲナシ傳票ヲ作リ費途ヲ明カニスヘシ

第三十六條　先拂ヲ爲スモノハ左ノ事項ニ限ル

一、旅費
一、紛議調和ニ關スル事
一、月報ニ關スル監督

第二章　事務分掌

第四條　各係ニ屬スル事務分掌ハ左ノ如シ

第一、庶務係

一、文書及物品授受發送ニ關スル事
一、收受文書ノ處分既未濟調査ニ關スル事
一、召喚人及面會人紹介ニ關スル事
一、往復文書稟伺合書ノ淨書並ニ印刷ニ關スル事
一、月報發布ニ關スル事
一、選擧ニ關スル事
一、統計ニ關スル事
一、會議ニ關スル諸務及議事錄整理ニ關スル事
一、諸文書圖書ノ編纂保存ニ關スル事
一、博覽會共進會競技會ニ關スル事
一、他ノ主管ニ屬スル事
一、諸登記事項
一、帳簿ノ整理及證票ニ關スル事

第二、業務係

一、組合未加入者督促ノ事
一、職工徒弟調査ノ事
一、組合員異動ニ關スル取調ノ事
一、工況取調ニ關スル事
一、工場取締ニ關スル事
一、紛議ニ關スル取調事項
一、逸失行爲ニ關スル取調事項

第三、會計係

一、經費豫算及賦課徵集ニ關スル事
一、經費決算ニ關スル事
一、財産保管ニ關スル事
一、金錢ノ收支ニ關スル事
一、所内修繕ニ關スル事
一、諸物品購入及賣却ニ關スル事

第五條　事務ノ分掌事項ハ前項ニ示スト雖モ其明文外ニ渉ル事件ハ各其類ニ依リ之ヲ處理セシム

第六條　所管ニ係ル以外ノ書類物品ハ其主任ノ承諾ヲ得ス檢閲又ハ取扱ヲナスヘカラス

第三章　所務順序

第七條　本所ニ到達スル諸文書ハ庶務係ニ於テ收受シ親展書又ハ私信書ヲ除ク外開封ノ上受附簿ニ分類登記シ（番號同一事件ノ往復ニハ終始同番號ヲ用ユ）及受附タル月日ヲ記入シ之ヲ分掌主任ニ送附シ證印ヲ受クヘシ

收受文章ハ直チニ前項ノ手續ヲ了シ檢閲スルコトヲ得ス

第八條　親展書又ハ私信書ハ封緘ノ儘送附簿ニ登記シ宛名者ニ送附シテ受領印ヲ受クヘシ

第九條　往復文書ニシテ各分掌事務ニ渉ル事件ハ關係ノ重キ主任ニ配附スヘシ

第十條　主務省及監督廳ノ調査特達其他事務上重要ナル通牒ハ庶務係ニ於テ收受月日及番號ヲ附シ理事ニ送附シ其指示ヲ受クヘシ

前項文書ニシテ各係ニ關スルモノハ各主任ニ回覽セシメタル上關係ノ尤モ大ナル係ニ於テ保管スヘシ

第十一條　各係ニ送附シタル文書ノ内若シ他係ノ主管ニ屬スルモノナルトキハ其事由ヲ附シ捺印ノ上庶務係ニ還附ス可シ直ニ他係ノ主任ニ移轉スルコトヲ得ス

他ヨリ直接ニ受ケタル用件又ハ文書ハ其受領者ヨリ庶務係ニ通知シ授受ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十二條　官報又ハ書籍雜誌等ハ收受ノ月日ヲ順序ニ整理シ編纂保存スヘシ

第十三條　諸文書ニ金劵其他物品ヲ添附シタルモノハ受附簿ニ詳記シ捺印ノ上各分掌主任ニ書類ト共ニ送附シ領收者ノ印ヲ受クヘシ

第十四條　配布ヲ受ケタル文書中處分ヲ要スルモノハ速ニ調査立案シテ三日以内（休暇ヲ除ク）ニ其處分ヲ了スヘシ若シ日限内ニ處分スル能ハスト認ムルトキハ其事由ヲ記入シ處分結了期日ヲ豫定シ理事ヲ經テ組長ノ認可ヲ受ケ之ヲ庶務係ニ回附シテ其認印ヲ徴スヘシ示後繼續延期ノ認可ヲ受ケタルトキ又同シ

處分前ニ當リ主務省又ハ監督廳其他組合團體ニ照會交渉等ヲ要スル事件ニシテ別ニ回議案ヲ起シタル場合ハ此限リニ非ス

第十五條　開廢業又ハ職工徒弟其他異動及取調ニ關スルモノニシテ其日ヲ事務ヲ了スル能ハスルモノト雖モ遅クトモ二日ヲ過ルコトヲ得ス日限内ニ處理スル能ハスルモノハ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十六條　開廢業職工徒弟其他ノ異動又ハ經費惡納督促等ニ依リ徴收シタル金錢ハ會計係ニ送附シ領收ノ印ヲ徴スヘシ

第十七條　總テ書類ハ其日ノ夕ニ渉ラサルモノハ蒐集シタル證據書類ニ附シ月日ノ順序ニ依リ整理スヘシ

處分スヘキモノニ認ムルトキハ書類ニ意見ヲ附シ庶務係ニ送附スヘシ

第十八條　凡ソ處理ノ際ハ各分掌主任ニ送附ヲ受ケタル日ヲ始メ處分案ヲ提出シタルトキ終ル

組長又ハ理事ヨリ改案ノ命シタル時ハ其日ヨリ三日以内ニ再圖ノ上提出スヘシ

組長又ハ理事ハ一ヶ條ノ一時處分ヲ停止シ留置ク事ヲ命シ其主掌主任ニ於テ之ヲ保管シ其旨庶務係ニ通知スヘシ

第十九條　分掌事務ニ關シ他分掌事務ニ渉ルトキハ合議スヘシ合議ニ於テ異議アリタルトキハ主務分掌主任ヨリ理事ニ經テ組長ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條　合議案ニ於テ異議アリ經ラサルトキハ左ノ例ニ依ル（イ）合議案ニハ各分掌主任ノ意見書ヲ添ヘ理事ノ意見ヲ聞ク（ロ）理事ノ意見ニシテ尚異議アルトキハ組長ノ裁決ヲ受ケヘシ

第二十一條　庶務係ニ於テ未濟事件取調簿ヲ各係毎ニ調製シ各係ニ送附シタル諸文書ニシテ其處分未濟ノ日ヨリ七日以外ニ渉リタルトキハ其主任者ヲシテ毎件未濟ノ理由ヲ記入セシメ組長又ハ理事ニ具申スヘシ

第二十二條　庶務係ハ前年中收受文書ノ處分濟件數表ヲ調製シ翌年一月十五日限リ理事ヲ經テ組長ノ一覽ニ供スヘシ

第二十三條　庶務係ハ毎月收受發送シタル文書ノ員數種類及各分掌事務ヲ區別シタル件數表ヲ作リ翌月十日迄ニ理事ヲ經テ組長ニ報告スヘシ

第二十四條　組長ノ裁可濟又ハ報告濟其他決了シタル文書ハ類ニ別チ決議ノ月日ヲ記入

試驗所記事

◆アンモニア銅を以て絶布を防水する方法

アンモニア銅を以て防水する法は獨逸人ハイム氏が公けにしたものあるが此の法と醋酸アルミを使つて防水する法とは大なる相違はない然し此の防水作業の工程中には少し注意を要することがある今假りにアンモニア銅の溶液を作つて其の中に絹絶等の屑若くは羊皮紙を溶解させたものを使用するとしたならば織物の表面と液とが化合して織物の表面は腐化しありとあらゆる氣孔は總て油顔料で塗りつぶした樣に充實して仕舞ふのである又一方に於ては硫酸アンモニア及び醋酸アルミナで處理したものをアンモニア銅で處理すると假定すれば銅は硫酸鹽として溶解し纖維の中には少しも殘らない然し乾燥の際醋酸が揮發して仕舞ふため鹽基性醋酸アルミナが纖維中に殘るのである尤も銅は無論此の溶液中より取り回すことが出來る

植物性纖維（特に亞麻大麻）は酸化第二銅のアンモニア性溶液を非常に敏活に吸收し其の一部分は溶液の中に溶解するが此れは織物を防水性にするものではない是れも苛性加里で處理すれば纖維の上には酸化第二銅を沈澱するもので此の金屬酸化物の沈澱は又苛性アルカリを用ひず酸化亞鉛酸化コバルト又は酸化第二クロムのアンモニア性溶液から折出させることが出來るそして是れは染色業者が絶へず就染作業中に行つて居るものであるそれで若しアンモニア銅を使ふことに決定したとすれば第一に此の藥品を極めて正確に作ると云ふことに若心しなければならぬそこで此の藥液を作るには如何にすれば宜敷かと云ふに一般に行はれて居る方法は次の如きものである

先づ銅を炭酸曹達の溶液で煮洗し之を水にてよく洗滌した後比重〇、九一のアンモニアと接觸させて日光に曝すのである此の仕事は非常に不快の作業であるから工場の中で行ふてはならぬ又少量の礦砂が存在して居ればアンモニアの溶解力が强くなるものである其處で尙一層合理的の方法が一つある之れは攪拌器を具へた一個の回轉する銅製のシリンダーの中で銅を酸化させるものである而も尙一層之れよりも簡便に敏活に作る方法は次の樣なものである卽ち先づ硫酸銅の冷溶液に所要の苛性曹達を（一定量か又は少し〈少量に〉）注加して沈澱を析出させるのであるか此の時の温度は攝氏二十度以下でなくてはならぬ若し是れ以上に昇れば沈澱が青色にならねばならぬが黑色になつて仕舞ふのであるそれで之れに對する豫防策としては硫酸銅が尙少し殘る位の處で止めるが適當である次に此の沈

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

公示第五號

組合定款第二十一條ニ基キ左記ノ通修業狀ヲ附與シタリ此旨公示ス

大正七年二月廿五日

京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

契約年限	授業者氏名	修業者氏名
七ヶ年	御召再整部員高橋長次郎	北尾義三郎
十二ヶ年	紫請色染部員吉岡喜之助	山本耕三

公示第六號

組合定款第十九條第二項ニ據リ左記ノ通リ褒賞狀ヲ下附セリ此旨公示ス

大正七年二月廿五日

京都染物同業組合
理事長　石田喜兵衛

御召再整部員堀井傳之丞　同　人　徒弟　木村治三郎
同　人　徒弟　林　豊之助
同　高橋文鮎徒弟　北尾義三郎
紫請色染部員吉岡喜之助徒弟　山本耕三
紋上青部員吉野竹次郎徒弟　中路浅五郎

公示第七號

組合定款第十六條ニ依リ徒弟屋傭契約ヲナシタル者左ノ如シ此旨公示ス

大正七年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

御召再整部員小野木兵助徒弟　同　人　徒弟　明治三十四年一月九日生
上京區新丸太町仁王門下ル新丸太町　小南房治
三重縣伊賀國阿山郡上野町大字下幸阪町　同　田　謙治　明治三十八年三月三十日生
同　人　徒弟　明治三十四年一月九日生
滋賀縣甲賀郡永口町字永口東郷山町　総　す　明治三十五年五月三日生
同　人　徒弟　明治三十八年三月三十日生
京都府綴喜郡草内村字草内　中井留吉　明治三十二年五月八日生
同　人　徒弟　明治三十五年五月三日生
形彫部員三枝弘徒弟　明治三十二年五月八日生
上京區猪熊通姉小路上ル　杉本政蔵
同　人　徒弟　明治三十五年二月一日生
上京區猪熊通御池上ル　青山榮造
同　人　徒弟　明治二十六年七月二十日生
京都府下綴喜郡田邊町　西尾專太郎　明治三十五年三月廿六日生
同　部員小林延蔵徒弟　友仙部員駒井嘉蔵徒弟　明治三十五年三月廿六日生
滋賀縣高島郡今津町　本才次郎　明治三十八年十二月廿五日生
浸落綱整部員益富豊松徒弟　明治三十八年十二月廿五日生
同山縣苫田郡一宮村字東田邊　前原孝之　明治三十七年二月廿八日生
同　人　徒弟　明治三十七年二月廿八日生
下京區間ノ町通五條上ル朝妻町　鹿野喜一郎　明治三十五年四月十八日生
綴織部員芝竹次郎徒弟　支田ノ部　等級割收入高
滋賀縣大津市上北國町　三原肇　明治三十八年二月十八日生

◆糸綴色染部決算及豫算　同部大正六年度の決算及大正七年度部經費豫算は左の通り決議せり

大正六年度部經費收支決算

收入ノ部

一金貳百八拾七圓四拾七錢　收入總額

內譯

金貳百拾八圓四拾錢　等級割
金參拾七圓五拾錢　戸別割
金貳　拾　圓　研究會補助
金拾壹圓五拾七錢　前年度繰越金
支出ノ部

一金貳百七拾壹圓參拾七錢　支出總額

內譯

金拾貳圓參拾錢　印刷費
金八圓五拾錢　文具費
金拾圓六拾錢　通信費
金六　拾　圓　書記給
金壹百拾五圓八拾錢　雇業費
金參拾七圓參拾八錢　會議費

© Kyozomekai

澱の凝結した水で最早沈澱が析出せぬ樣になる迄洗滌するのであるが此の場合に鹽化バリウムに對して何等の反應を呈せぬ事が肝要である斯くして後沈澱を照準して水を除去し此の水を比重〇、九三のアンモニア中に溶解し更に此の銅溶液の强度を測り一リットルに對して銅一八―二〇瓦を含有する溶液となる迄アンモニアを注加するのであるが此の溶液は硫酸銅溶液に需性アムモニアを加へて沈澱を析出させたものに沈澱を再び溶解させるため試藥の過剩を加へたものと既合してはならぬ斯樣にして植物纖維を溶解せざるアンモニア銅との複雙を得ることが出來るのである但しアムモニア銅は他方に於ては信ずる事の出來ぬ程よく植物纖維や絹纖維を溶解するものである偖て此の藥液を用ひて防水力を與ふべき織物は充分注意を加へつゝ銅溶液の中を通過させるのであるが其の速力は注意して遲速のない樣に調節しなければならぬ斯くすれば溶液中の細胞は糸の間に沈澱するのである此の時過剩に附着した液をスタレーバーで除去した上織物を壓搾ローラーに掛けて織目の間に殘つた沈澱を凝固させるのであるが同時にアンモニアは熱のため（又は氣流のため）に直ちに發散して仕舞ふのであるそこで此れに要する裝置はアムモニア氣が從業者の居る所へ行かぬ樣にしたものでなければならぬ（此のアムモニア氣は脱出して爲硫酸又は稀酢酸に吸收させるのである）而して最後に織物を光澤機に掛けて光澤を出すのである而して此の方法に依れば白色の織物は著しく其觀を損ずることがあるから通常一度染色した織物にのみ應用せられたのである斯樣な白色の織物には右に述べた通り銅を除くか又は溶解性クロム酸鹽若くは重クロム酸鹽をアムモニア銅の中に注加したものを使へば仕上げ後織物の色合が非常によくて少し青味がゝつて居るものを作ることが出來る（御召銅製シリンダーの中に銅と右の酸化物とを混入して置けば其兩者の量丈けの溶液となるのである）又酸化銅にて染めたる色は飽和させた織物を硫青酸若くは亞硫酸の溶液又は硫化水素を以て處理すし次には少量の化合物若くは單仁にて處理し更にアンモニア銅で處理した上充分乾燥させるのである（尤も單仁を先きにして卵白を後にするも差支はない）酸化銅は他の物質と化合して色の着いた沈澱を析出するものであるから各種の色の防水布製造に應用することが出來るが然し其の防水布付少しも光澤がないのみならず美麗なものではない又硫酸第一鐵や鹽化第一錫の酸性溶液の樣なものを用ひても差支はない尚又医に述べた通りアンモニア銅の代りに他の金屬のアンモニア性鹽類を使用して宜敷いのであるハイム氏の方法に依れば細胞を飽和させたアンモニア銅の溶液中に亞鉛屑を投じて銅を沈澱させ以てアンモニア亞鉛中に細胞を含んだ無色の溶液を作り此の濃厚溶液中へ織物を浸し液が充分浸透した頃取出して過剩の液を去り光澤器に上げ乾燥させるのである

又ヲエルト氏の方法によるとアンモニアと鹽化亞鉛又は鹽化カドミウムとの化合物を用ふるのである硫酸カドミウムとの化合物を用ふるのであるが其の溶液を作るには例へば結晶硫酸亞鉛三磅若くは等量の鹽化亞鉛液（比重一四四一）と比重〇、八七一（三四°）のアンモニア二磅と云ふ樣な割合で混合させるのである而して此の溶液を内部に鉛板を張つた箱の中に入れ織物の厚さに從て一分間二五―三五米突の速力で導きローラーを用ひて織物を通過させると溶液の中を滑る同に全く液が滲み込むのである次に織物が槽の中を通過し終れば「リンギングローラー」の間を通らせて過剩の液を除くと同時に凝結させ更に乾燥室に送つて攝氏四三度の温度で充分乾燥させるのである斯くの如くアンモニア銅で防水した織物は他の普通の方法で防水したものに比較すると多少手觸が粗い樣であるが然し他方から云ふと一層光澤がある樣に思はれる殊にアンモニア銅溶液の中へ絹屑を溶解したものを使用すれば非常に光澤がある其れで此の防水布を檢査して見ると織目は全體に細胞の薄い膜で覆はれた樣になつて居るから水を防ぐと同時に空氣をも防ぐもので從つて空氣の透過を望む場合には使用すること出來ない

發行兼編輯人　萬谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル
京都染物同業組合事務所

井筒印洗曹達

井筒印　洗曹達ハ　他ノ不純物ナシ
井筒印　洗曹達ハ　他品ヨリ目方多シ
井筒印　洗曹達ハ　夏季ニテモ解ケル事ナシ
井筒印　洗曹達ハ　以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印　洗曹達ハ　市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印　洗曹達ノ製造場ハ　三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

東京化學工業株式會社製品
染料發賣
メタニールエー
今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上續々御注文被御付度奉願上候
大阪市西區九條中通四丁目三〇五番地
東京化學工業株式會社
關西一手代理店
富田直平
電話西三七九六番

© Kyozomekai

雜報

石田喜兵衛
御召再整部員堀井傳之丞徒弟　福住新三郎
同　徒弟　四方作次郎
形彫部員三枝弘　徒弟　濱谷敏三
同　森重一
同　杉田重太郎
茶染部員秋山新兵衛徒弟　藤原吉三郎
同　岩崎仁三郎
同　尾田藤三郎
御召再整部員小野木兵助徒弟　池田中
同　川元巳之吉

公示第八號

組合定款第十六條第二項ニ據リ徒弟舞儘ノ手續ヲ了スルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年二月廿五日

京都染物同業組合
組長　石田喜兵衛

總布再整部員福田清次郎徒弟
石川縣羽咋郡川合谷村字太田　安田作太郎
張物部員奥田好次郎徒弟　明治三十七年七月生
上京區室町頭上御靈前上ル　河原崎米吉
明治三十三年九月廿一日生

雜報

◆繰綴色染部決算及豫算　同部大正六年度の決算及大正七年度部經費豫算は左の通り決議せり

大正六年度部經費收支決算

收入ノ部

一金貳百八拾七圓四拾七錢　收入總額

內譯

金貳百拾八圓四拾錢　等級割
金參拾七圓五拾錢　戸別割
金貳　拾　圓　研究會補助
金拾壹圓五拾七錢　前年度繰越金
支出ノ部

一金貳百七拾壹圓參拾七錢　支出總額

內譯

金貳拾圓四拾錢　印刷費
金拾圓八拾錢　文具費
金拾　八　圓　通信費
金七拾貳圓　書記給
金壹百貳拾圓　雇業費
金七拾貳圓　會議費
金貳拾六圓拾錢　事務費
金貳　拾　圓　雜費
金拾八圓六拾錢

賦課徴收法

等級　祭業稅額　一戸賦課　戸數　金額
一　四〇圓　三、六〇〇　三　三六、〇〇〇
二　三〇圓　二、八〇〇　六　五六、〇〇〇
三　二〇圓　二、〇〇〇　四　八〇、〇〇〇
四　一〇圓　一、四〇〇　八　一一二、〇〇〇
五　一〇圓以下　一、六〇〇　二二　二二、〇〇〇

第一條　當部經常費ハ祭業納稅額戸數割ノ二法ニ依リ徴收ス
第二條　祭業稅等級割ハ前年度ノ納稅額ヲ標準トス
第三條　戸別割ハ一戸ニ付キ年額金參拾錢トス
第四條　當部經常費ハ一ヶ年ヲ二回ニ分チ四月十月ノ兩度ニ徴收ス
第五條　新加入者ノ經費ハ六月迄ニ加入スルモノハ一ヶ年分七月以後ニ加入スルモノハ下半期分ヲ徴集ス
第六條　一月ヨリ六月ニ廢業スルモノハ上半期七月ヨリ十二月迄ニ廢業スルモノハ一ヶ年間ノ經費ヲ徴收ス

◆建物部決算及豫算　同部大正六年度部經費決算及大正七年度部經費收支豫算は左の通り決議せり

大正六年建物部經費收支決算

收入ノ部

一金六拾圓四拾錢　等級割收入高
一金五拾九圓八拾五錢　支田ノ部
支出總高

金拾　四　圓　會議費
金九圓參拾錢　印刷費

金參圓　集金費
金參拾參圓五拾五錢　雑費
計
歟支差引五拾五錢
大正七年度検物部經費歟支預算
歟入ノ部
一金六拾壹圓貳拾錢
金六拾壹圓貳拾錢
金五拾五錢
内訳ノ部
一金六拾壹圓七拾五錢
内訳
金參拾圓　會議費
金參拾圓　印刷費
金參拾圓　集金費
金拾圓　雑費
金八圓七拾五錢
大正七年度検物部經費賦課徴收法
金壹圓六拾錢
金壹圓貳拾錢
金八拾錢
歟入預算高
前年度繰越金
等級割
歟入總額
支出預算高
一金壹圓　事務費
二等同　印刷費
三等同　議費
金壹圓　會議費
金八拾錢　保護會費
但經費八年額ヲ二分シ二月、八月兩度ニ徴歟ス　業費

◆紋上書部決算及預算　同部大正六年度部經費歟支決算及大正七年度部經費歟支預算は左の通り決議せり

大正六年度部經費歟支決算

歟入ノ部

一金貳百參拾壹圓六拾貳錢　總歟入
金壹百九拾六圓六拾貳錢　等級割
金參拾五圓　補助金
支出ノ部
金拾七圓七拾錢　事務費
金五圓　印刷費
金七圓五拾參錢　會議費
金六圓貳拾錢　業費
金九拾五圓六拾參錢五厘　歟拔會費
金貳拾六圓　保護會費
金拾七圓七拾五錢　狀待費
金四拾參圓九拾參錢　諸雑費
金拾壹圓八拾七錢五厘　價却費
大正七年度部經費歟支預算
一金百九拾五圓四拾貳錢　歟入總額
内訳
金百六拾圓四拾貳錢　等級割
金參拾五圓　補助金
支出總額
一金百九拾五圓四拾貳錢

金貳拾圓　集金費
金六圓五拾錢　雑費
金拾五圓
金五拾圓　事務費
金拾圓　印刷費
金貳拾五圓　議費
金貳拾圓　會議費
金貳拾圓　業費
金貳拾圓　保護會費
金參拾八圓九拾貳錢　狀待費
金拾壹圓　雑費
賦課法ハ一等ヨリ六等迄トシ徒弟數ニ據テ標準ヲ定ム上下半期ニ二分シ徴歟ス

◆紋上書部徒弟共進會褒賞授與式　二月十五日本組合事務所に於て紋上書部第廿二回徒弟共進會褒賞授與式を挙行せり當日重なる來賓は知事代理三田村商工課長、市長代理會見勧業課員商業會議所會頭代理藤井法學士、染織學校々長高力直寛氏、各新聞記者等なり午前十一時總員着席式順左の如し

一、會長森田菊松氏開會の辭
二、審査長井深英之助氏の審査報告
三、監督代理副組長金山藤兵衛氏の授賞
四、商業會議所の賞金授與
五、知事代理告辭演説
六、市長告辭
七、商業會議所告辭
八、監督告辭
九、會長答辭
十、受賞者總代答辭
閉會

◆審査報告　紋上書部は本會の規定に據り徒弟をして毎月製品を出品せしめ之が審査を行ひ大正六年の成績を纏めたるに前會に比し稍や進歩の狀を呈し製品佳良のものを認むると雖も尚奮勵の餘地掉々たり而して今之が優良のものを選擇し授賞する事左の如し

甲生　一等賞　三人
乙生　二等賞　三人
丙生　三等賞　十八人
甲生　三等賞　十四人
乙生　三等賞　十人
丙生　三等賞　廿五人

右授賞あらん事を請ふ

審査長　井深英之助

知事代理告辭演説ノ要旨

由來事物ノ成功ハ天ノ時且ツ地ノ利ニ因ラケレバナラヌ書ハ數年主家ノ業ニ入ル如何ナル技倆ヲ修ノ得タルモ到底

分析することに依りて知ることを得

顔色染料　或ものは酸に堅牢にして全體を通じ敎して日光に堅牢なるものなり之等染料が充分固着せられざる際は水にて煮沸すれば僅に浸出す然れども二回目の煮沸の際は浸出せずハイドロサルファイト液は染料を破壞すれども直接染料の如く容易にならず

アリムリン赤　前記顔色染料に屬すべきものなり水の煮沸試驗には耐ゆるもハイドロサルファイト液にて處理する時は染糸は黄色に變ず若し此の黄色糸を取り出し之れを亞硝酸曹達液にて鹽酸數滴を加したる液にて處理し再び洗ひ後ベタナフトールを苛性曹達液に溶解したるものにて處理する時は再び赤色を呈すべし

アリムリンイエロー　亞硝酸曹達と鹽酸とにて處理し後ベタナフトールにて處理する時は赤色となるべし

酸性染料　直接木綿染料と同樣の試驗をなし白木綿に染め着かざれば酸性染料なり

植物性染料　ログウッド黒　鹽酸を滴下すれば赤色に變ず

鹽基性染料　鮮美なる染料にて稍日光に堅牢なれども摩擦に堅牢ならざるものあり染料に依りて日光及水洗に對する堅牢度に差異ありハイドロサルファイトは一般に染料を破壞すれども試驗したる糸を洗ひて空氣中に放置する時は原色に僅に復するものなれども然れどもインヂゴ硫化染料又は他の建染々料の如く著しからず鹽基性染料はアルコールにても試驗することを得べし即ち試驗すべき糸を試驗管中に入れ純アルコールを加へて煮沸する時は著しく脱色し此の液にタンニン酸及び吐酒石を加へ綿布を入れて染色することを得

建染々料の或ものも同樣の結果を呈するが故に試驗を避くる爲には鹽基性染料なりと思惟せらるゝ糸を冷漂白粉液中に入る若し鹽基性染料なる時は色相全部漂白せらるゝなり若し色が殘存する時は多分建染々料なるべし尚ほハイドロサルファイトを用ひて加熱する時は還元して溶出するを以て其の液を酸化すれば復色することに依りて知るを得

なれども漂白には堅牢ならず此染料は鹽酸水には能く耐ゆれどもハイドロサルファイト液によりては變色し空氣に曝露する時は原色に復す例へばサルファーブラックは暗褐色に變じ空氣に曝露する時は黒色に變ず多くの硫化染料は暗褐色に變ず總ての硫化染料は第一鹽化錫溫液にて處理する時は硫化水素瓦斯を發生す故に試驗管の口に醋酸鉛液を浸透せしめたる濾紙を以て覆ふ時は黒色又は褐色を呈すべし此の方法は可檢物に水一〇〇、鹽化第一錫一〇、發鹽酸一〇を加へて試驗管に入れ熱し其の口を鉛糖紙にて覆ひ着色の有無により檢定する方法なり此れ等の試驗は極めて注意して施行せざるべからず試驗に圓滑して使用するものは試れも清淨ならざるべからず然らざれば試れる結果を示すことあるべし若し疑を生ぜし際は比較試驗を施行す即ち硫化染料と思はるゝ染糸を稀薄漂白粉液の入りし皿の一方に置き反對の方に既知直接染料にて染色したる糸を置きて其瞬間の變化を注視すべし若し硫化染料と思はるゝものが直接染料より早く褪色する時は明に硫化染料と斷定することを得べし

然れども直接染料より後に退色する時は他の染料に對する試驗を施行せざるべからず

インヂゴ　沸騰水には甚だ能く耐ゆるもハイドロサルファイトにては青色は黄色に變ずるものなり之れを空氣に曝露する時は原青色に復歸すインヂゴにて染色したる布上に硝酸を滴下する時は青色は變じ白き斑點を生じ其周圍は緑色を呈す混合染色物中にインヂゴの有無を決定すべき良好なる試驗法は該染糸の儘かばかりを冷クロヽホルムにて處理す若しインヂゴを染色工程中に使用すればクロヽホルムは明に青色を呈す混合染色物中のインヂゴ試驗の他の方法は染糸を燒きて之を白紙に接觸せしむ若し紙に青色の斑點を附着する時はインヂゴの存在を示す者也インダンスレン屬建染々料　ハイドロサルファイト液にては僅かに變色するか又は全く退色せざるなり

該染料の多數は冷漂白粉液に耐ゆるも建染々料の或ものは漂白試驗に耐へざるものなり然れども之等のものは酸にあらず以て注意し選擇し勉むべし一般に若し色が冷漂白粉液に處理して破壞せざる時は大抵建染々料にして價値あるものなり土耳古赤は堅牢にして漂白粉液の處理に耐ゆるものなり

インヂゴの濃厚なる色相は漂白に耐ゆれども色は前より淡色となる

近時舶來染料拂底の結果種々國産染料を配合し各需要家に提供せる向も多し此時に當り本店は寧ろ進んで純國産染料の醇良品を集めて之れが販賣に微力を盡くさんとす

本店は最近まで東亞化學工業會社京都販賣部を通じ來れるが今般同社の製品は勿論其他國産染料を取扱はん爲め元東亞京都方面販賣掛松木義明氏と提携して貴需に應ぜんとす

冀くば御愛顧あらん事を

大正七年二月

京都市楊梅通室町西

純國産染料販賣　辻井和三郎　敬白

東京化學工業株式會社製品

染料發賣

メタニールエロー

今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上續々御注文被仰付度奉願上候

大阪市西區九條中通四丁目三〇五番地

東京化學工業株式會社

關西一手代理店

富田直平

電話西三七九六番

發行兼編輯人　高谷復次郎

發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第九號

組合定款第十六條ニ據リ屋傳契約ヲ解除セリ此旨ノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年三月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友仙部川村幸助徒弟　石田喜兵衛

友仙部宮川常次郎職工

上京區新シ町御池下ル　大西清吉

下京區裏寺町四條上ル　今村善太郎

上京區衣棚丸太町下ル　田中卯三郎

友仙部礎部利一職工

鑑本市木戸組町　村上繁藏

棟物部員西川甚三郎職工

澄賀縣野洲郡中里村　北脇忠儀

若狭國三方郡八村字三方　山中たま

丹波北桑田郡神吉村　谷口さき

下京區松原通大和大路東入　中島ツシ

張物部員中村久次郎職工

三條通千本東入四筋目　樋口文次郎

紋綾織部員阪本岩次郎職工

下京區小川通三條下ル　墨田伊太郎

下京區川端通四條下ル　片岡仙一郎

上京區新町下長者町上ル　小宮藤八

神戸市中山手一丁目　細田憲一

上京區室町椹木町角　松永伊三郎

近江東浅井郡市姉字大寺　富澤桑

紀伊郡伏見町　小菅治三郎

上京區猪熊御池上ル　安井芳太郎

糸組色染部員大塚建一郎職工

滋賀縣蒲生郡中野村　上田末吉

棟物部員森田吉兵衛職工

福井縣丹生郡白山村字栗野　吉田三藏

◆公示第十號

組合定款第十條ニ據リ屋傳契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年三月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

湯屋斗部員橋重太郎徒弟

上京區新高倉仁王門下ル　三浦ハツ

同　柳田久八徒弟

上京區同崎町字福ノ川　永田淑子

滋賀縣高島郡堅川村　安本喜代子

浸漬部員東原冀太郎徒弟

田中鉞蔵

雜報

▲絹帛諸色染部規約　同部は元紫染部として京都染業中尤も舊き歴史を有するものなりしも外國染料の輸入せられし以來染工程は一新せられ紫染を專業とするもの殆んどなく多くは諸色染を營むに至り其部員數も往時は十數戸に過ぎざりしも現今百有餘戸の多きに達したり偶々組合定款の改正に伴ひ部規約も隨ふて改正するの必要を生じ去る廿二日部員總會を開催し左の通り部規約の改正をなしたり

京都染物同業組合絹帛諸色染部規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之レヲ設置ス

第二條　當部ハ絹帛諸色染營業者ヲ以テ組織シ絹帛諸色染部ト稱ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合内ニ設置ス

但シ組合ニ依リ部長居宅ニ於テ事務ヲ處理スルコトヲ得

第四條　當部ニ用ユル印章ハ左ノ如シ

（雛形略ス）

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一　斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト

一　營業上ノ弊害ヲ矯正シ取引上ノ信用ヲ保持スルコト

一　職工及徒弟ヲ教育シ並ニ取締ヲ爲スコト

第六條　一　工賃最低價格標準ヲ實行スルコト

一　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス誠實ナル取引ヲナシ粗製濫造ノ弊害ヲ矯正スルコト

第七條　部員ノ不利益ヲ來スヘキ言行ヲナサス取引上ノ妨害ヲナシ又ハ不正行爲ヲ以テ部員ノ取引セル注文主ヨリ新ニ注文ヲ受クヘカラス

第八條　部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具標號ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　部員ハ注文主又ハ同業者間ニ紛議ヲ生ジタルトキハ直ニ部長ヘ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主カ工賃最低價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ

但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄其染注文主トノ取引ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條　部員ハ職工徒弟ニ關シテハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一　職工ハ同業者ニ傭使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一　徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一　部員ハ他部員ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傭スヘカラス

一　組合及部ヨリ屋入停止又ハ禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一就業中疾病又ハ瘡痍ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一職工又ハ徒弟ヲ傳使スルトキ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ヘシ

一職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教授セシムヘシ

一徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條 部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務奬勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一斯業ノ改良發達ニ稗益アルモノ

一技術優等ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ

一品行方正ニシテ契約期限ヲ勤續シ他ノ模範トナルヘキモノ

第十四條 部長ハ部員ヨリ前條ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ會見ヲ附シ組合組長ニ遅速シ修業證書又ハ褒賞狀下附ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條 開廢業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ屆出フヘシ

第十六條 廢業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ部ニ對シ業務ヲ免ルコトヲ得ス

第十七條 部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト

一部員ハ組五圍ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一部ノ事務ニ干與スルコト

一部ノ業務又ハ會計及ヒ財產等ニ關シ部長ニ建議シ又ハ說明ヲ求ムルコト

一部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一部規約其他ノ規定及決議事項ヲ遵守スルコト

一部長ノ召喚ニ應スルコト

一部員ハ役員ノ命ヲ受タル職員ノ檢査及諮詢ニ對シテハ物件ノ提出又ハ答辯ヲ拒否スルコトヲ得ス

第十九條 役員ノ資格ハ左ノ如シ

一本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル營業者タルコト

一營業國稅ヲ負擔スルカ又ハ不動產所有者タルコト

一年齡滿二十五年以上ノ男子タルコトヲ得ス

第二十條 左ニ揭クルモノハ役員タルコトヲ得ス

一、禁治產者、準禁治產者、懲役、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ケ年ヲ經過セサル者同上刑ノ執行猶豫中ノ者又ハ罰金拘留科料ニ處セラレ服罪後一ケ年ヲ經過セサル者

二、破產ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權後一ケ年ヲ經過セサル者

三、役員ノ解任處分ヲ受ケタル後四ケ年ヲ經過セサル者

四、組合ニ於ケル被選擧權停止中ノ者

五、違約金處分ノ決定ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサル者

六、經費ノ免除者組合又ハ部經費ノ滯納者及其滯納處分ヲ受ケ二ケ年ヲ經過セサル者

第二十一條 役員ノ權限ハ左ノ如シ

一部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス

一部長ハ部會及部員總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス

一部長ハ部會ノ決議ヲ以テ顧問二名ヲ嘱託スルコトヲ得ル

一顧問ハ部務其他部ノ利害ニ關シ部長又ハ部會ニ意見ヲ述フルモノトス

一役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス但シ選擧法ハ組合定款ノ事項ヲ準用ス

第二十二條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス

一役員ノ任期ハ滿二ケ年トス

一役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シタル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ諮リ之レガ許否ヲ決ス

第二十三條 常部ハ毎日執務時間ヲ掲示シ必要ニ應シ臨時ニ部會ヲ開キ部務ヲ處理スルモノトス

第二十四條 本章ノ規定ニヨル決議事項ハ部長ヨリ組長ニ報告スルニアラサレハ實行スルヲ得ス

第二十五條 本部ハ重要ナル事項ヲ審理スルタノ部會ヲ設置ス

一部會ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル議員ヲ以テ組織ス

第二十六條 部會ノ權限ハ左ノ如シ

一部ノ利害ニ關スル事項

一違約處分ニ關スル調査事項

一部經費收支豫算及賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定

一組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十七條 部會議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部總會ニ附ス

第二十八條 會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時間迄ニ短縮スルコトヲ得

第二十九條 會議ノ裁決ハ出席議員過半數ノ決議ニ依ル同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十條 染工賃最低價格標準實行ニ關スル件及部規約ノ改正削除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十一條 會議ハ議事ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ議員二名以上之レニ署名シ保存スヘシ

第三十二條 部會議員ノ資格及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十三條 部長ハ毎年一月、七月兩期ニ部總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ

但シ緊急事件アリト認ムルトキハ臨時之レヲ開クコトヲ得

第三十四條 會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席屆ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

第三十五條 組合定款ノ規定ニ準ス

第三十六條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アルコトヲ得

一工賃最低價格標準ニ違背シタルモノ

一取引停止ノ處分ヲ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種注文ヲ受ケタルモノ

一取引停止ノ處分ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談調ヒタルトキ直ニ取消屆ヲナササルモノ

一注文主ニ對シ取引方法ヲ一定セサルモノ

一不正行爲ヲ以テ他ノ部員ノ營業ヲ妨害シ又ハ部員ノ取引セル注文主ヨリ新タニ注文ヲ受タルモノ

一部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ標號ヲ其許諾ナクシテ使用シタルモノ

一部員カ登記公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ

一停止又ハ禁止公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル部員ヲ傳使シタルモノ

第三十七條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アルモノハ貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナクシテ部員委員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ヲ雇傭契約ナシタルモノ

一不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ傳使ヲ知ラシメタルモノ

一雇傭期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク相當ノ日合ヲ與ヘサルモノ

一職工徒弟ヲ解雇ナク教養セサルモノ

一就業中疾病罹リタル又ハ猶豫ヲ被リタル職工徒弟ヲ相當ノ治療手當ヲナサ、ルモノ

第三十八條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ

一職工及徒弟ヲ傳使シ登記ヲ受ケサルモノ及ヒ之ヲ無勢シ登記取消ヲナサ、ルモノ

第三十九條 前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ

但シ前項違約事項ニ對シ處分決定書謄本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

第四十條 本部規約ニ記載ナキ怪項ハ京都染物同業組合定款第[illegible]項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆引染部決算及豫算 大正六年度部經費收支決算及七年度部經費收支豫算ハ左の通り決定せり

大正六年度部經費收支決算

金六拾六圓貳拾七錢五厘 收入總額

內譯

金貳拾參圓九拾壹錢五厘 前年度繰越金

金拾四圓四拾錢 一等 十五戶

金八圓八拾八錢 二等 十三戶

金拾七圓四拾八錢 三等 卅七戶

金壹圓六拾四錢 宋納 八戶

金五拾參圓九拾錢 支出總額

內譯

金拾四圓貳拾錢 會議費

金拾九圓九拾錢 印刷費

金六圓八拾錢 雇人給

金八圓 報酬

金五圓 雜費

差引殘金拾貳圓九拾七錢五厘

大正七年度豫算

金六拾九圓四拾九錢五厘 收入總額

內譯

金拾八圓 一等 十五戶

金貳拾六圓六拾四錢 二等 十三戶

金拾四圓四拾錢 三等三十七戶

金六拾九圓四拾九錢五厘 前年度繰越金

內譯

金貳拾六圓 會議費

金六圓八拾錢 雇人費

金八圓 報酬

金拾貳圓 事務費

金拾七圓拾九錢五厘 雜費

右賦課法ハ從業者ノ人數ヲ以テ標準トス

六名以上ヲ使用スルモノヲ一等トシ

年額壹圓貳拾錢

三名以上ヲ使用スルモノヲ二等トシ

年額九拾六錢

三名以下ヲ使用スルモノヲ三等トシ

年額七拾貳錢

以上毎二ケ月ヲ一期トシ徴收ス

支出項目ニ不足ヲ生スルトキハ他項目ヨリ流用スル事ヲ得ル

經費ヲ不足スルトキハ追徵シ剩餘ヲ生シタルトキハ後期ヘ繰込ムモノトス

◆各部工賃 來る四月一日より其部類總會を開き從前取引工賃の改正をなしたるは友仙染三割絞帛諸色染三割糸絞色染三割張物部三割帶地再整三割形彫部二割上げを發表し實行することゝなれり

◆營業稅調査委員選擧 本年四月は稅務署に於ける營業稅調査委員の改選期なるを以て遠からず選擧期日を發表せらるべき筈なるが今回は是非當組合より上京一名下京一名の選出を希望し居ることゆへ選擧當日は是非出署投票ありたきものなるが其選擧資格は一月中に屆出でをなしたるものは悉く有權者なれば當日通知の有無に拘はらず出張相成りたく尤も調査委員候補者は近日役員會を開き決定する筈ゆへ其際は改めて通知する處あるべし

◆試驗所技手異動 當組合試驗所技手山本安次氏は今度大阪府技手に轉任せられたるに就き前年一時囑託技手として就任ありし高等工藝學校出身の辻井和三郎氏を聘し試驗事務を取扱ふことゝなれり

◆組長代理 本組長石田喜兵衛氏は不幸にして市會議員問題に德座し當時留守中に就き當分組長事務は副組長木村勘兵衛、金山藤兵衛の二氏にて取扱はるゝ筈にて交代出務の都合なり

◆違反處分 絹帛諸色染部に於ては前年同業者間に於ける營業上の弊害を矯正し業務進步を圖るを目的とし部規約以外に申合せ契約條項を制定し之を公正證書とし各實行することの決議をなし相互間に或飾する處ありし結果財來其成績大に良好なりし處今回同業者中の棚橋孫助氏は別に故意を以て惡したる譯にあらざるも正當の手續をなすを怠りしため該契約條項に抵觸する處ありしを以て部役員會に於ては公正證文面に依り違約損害金壹百圓を科したるに同氏は自分の不名譽は勿論なるも規約勵行の上より見れば同業者に其實例を示すの一方法として其處分に服從すべしとて違約金を提出せられたり

◆帶地張業者 當組合張物部中には帶地張をなすもの多少ありしも西陣帶地專門としての帶地張業者は加入の手續をなさゞりしも今回同業者二十三名は皆うて加入し組合定款の下に協力一致して斯業の改善進步を圖るとなし夫れ〳〵手續を了し更に去る廿三日午後一時より總會を開催し役員の選擧を行ひたるに幹事に伊福節次郎氏、副幹事に早田常吉氏、會計幾田熊次郎の三氏當選せられたり

◆浸落調整部徒弟競技會 第十四回浸落調整部徒弟競技會は來る一日午後一時開催する筈にて去る廿四日下審査をなし廿八日高等審査をなす筈なり

◆博覽會出品 四月一日より開會に於て開催せらるゝ京都博覽會に於ては同月初旬皇太子殿下の行啓相成筈なれば其筋には出品全部の陳列を終へ例年の如く不體裁なき樣各團體へ通知せる筈なれば當組合出品希望の向は是非四月二日迄には陳列し得らるゝ豫定を以て準備あるべし

◆工場法說明 去る四日、五日京都府工場課監督官原課長、市川監督官當組合へ出張し組合員中工場法に係る場主を召集し左記の事項に就き說明せられたり缺席者のために其事項を掲載し置く各條項の手續を怠る時は必ず處分せらるべし

講述事項

○甲、工場事務ニ關スル事項

一、許可事項及其手續

1、蒸汽力、五馬力以上ノ電動力ヲ使用スル製造場及瓦斯製造場ノ新設增設變更ハ知事ノ許可ヲ其他ノ原動機、火爐、吹子、電熱ヲ使用シ又ハ爲昊劑爆ヲ發シ其他危害ヲ生シ健康ヲ害スル虞アル製造場ノ新設、增設、變更ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルコト（府令製造場取締規則一乃至七）

2、工場ニ於テ十歲以上十二歲未滿ノ職工ヲ就業セシメントスルトキ（工場法二ノ2、工場法施行規則二、農商務省訓令第十號府令工場法施行細則一）

3、遲ク可カラサル事由ニ因リ臨時必要ノ爲メ就業時間ヲ延長セントスルトキ（工場法八ノ2、府令細則二）

4、職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲メノ費金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコト及ヒ職工カ雇入契約ニ違反シ其他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ解雇セラル、場合ニ職工ノ貯蓄金中工業主ノ拾與ニ係ル部分ヲ交附セサル契約ヲナスコト（工場法施行令二四但書）

5、地方ノ慣習ニヨル賃金支拂ヲ爲サントスルトキ（工場法施行令三八府令細則一八）

二、認可事項及其手續

1、製造場ノ賣買讓與、貸借ヲ爲シタルトキ（府令製造場取締規則一四）

2、季節ニ依リ繁忙ナル事業ヲ營ム工場ニ於テ就業時間ヲ延長セントスルトキ（工場法八ノ4、施行細則二、府令細則三、府告示四一三ノ一）

3、工場管理人ノ選任（工場法一八ノ3、施行規則二一、府令細則八、九）

4、職工貯蓄金ヲ管理スル場合（施行令二五）

5、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合（施行令二六府令細則七）

6、徒弟收容規程（施行令二九）

三、屆出事項及其手續

1、許可ヲ受ケタル製造場ノ基礎其他ノ工事ヲ爲ストキ（府令製造場取締規則八）

2、機關手、油差夫、火夫ヲ雇入レントスルトキ（同十ノ6）

3、製造場出火、崩壞、破裂等ノ危害ヲ生シ若ハ危害ヲ生スヽキ虞アルトキ（同一二）

4、製造場檢査證面ニ異動ヲ生シ又ハ紛失毀損シタルトキ（同一四）

©Kyozomekai

一 職業中疾病又ハ病癒ヲ被ヲタル職工徒弟ヲ扶助スルコト
一 職工又ハ徒弟ヲ借使スルトキ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ届出ヘシ
一 職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ
一 徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十三條 部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務獎勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ
一 斯業ノ改良發達ニ偉績アルモノ
一 技術優等ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ
一 品行方正ニシテ契約期限ヲ勤續シ他ノ模範トナルヘキモノ

第十四條 部長ハ部員ヨリ前條ノ届出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ進達シ修業證又ハ褒賞狀下附ノ手續ヲ爲スヘシ
開廠業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ届出フヘシ

第十五條 廠業者ニシテ届出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第十六條 部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス
一 部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト
一 部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト
一 部ノ事務ニ干與スルコト
一 部ノ業務又ハ會計及ヒ財產等ニ關シ部長ニ建議シ又ハ說明ヲ求ムルコト
一 部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト
一 部規約其他ノ規定及決議事項ヲ遵守スルコト

第十七條 部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス
一 部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト
一 部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト
一 部ノ事務ニ干與スルコト
一 部ノ業務又ハ會計及ヒ財產等ニ關シ部長ニ建議シ又ハ說明ヲ求ムルコト
一 部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト
一 部規約其他ノ規定及決議事項ヲ遵守スルコト
一 部長ノ召喚ニ應スルコト
一 部員ハ役員ノ命ヲ受ケタル職員ノ臨檢及清潔ニ對シテハ所作ノ提出又ハ答辯ヲ拒絕シタルトキハ部長ニ届出スヘシ

第十八條 部員ハ部ノ役員又ハ議員ニ選擧セラレ又選擧ヲ爲スコト
一 部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト
一 部ノ事務ニ干與スルコト
一 部ノ業務又ハ會計及ヒ財產等ニ關シ部長ニ建議シ又ハ說明ヲ求ムルコト
一 部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト
一 部規約其他ノ規定及決議事項ヲ遵守スルコト
一 部長ノ召喚ニ應スルコト
一 部員ハ役員ノ命ヲ受ケタル職員ノ臨檢及清潔ニ對シテハ所作ノ提出又ハ答辯ヲ拒絕シタルトキハ部長ニ届出スヘシ

第十九條 役員ノ資格ハ左ノ如シ
一 本部地區內ニ現住シ三年以上其業ニ從事シタル營業者タルコト
一 營業國役ヲ負擔スルカ又ハ不動產所有者タルコト
一 年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト
左ニ揭クルモノハ役員タルコトヲ得ス
一、禁治產者、準禁治產者、懲役、禁錮ノ刑ニ處セラレ服役後五ヶ年ヲ經過セサル者同上刑ノ執行猶豫中ノ者又ハ罰金拘留科料ニ處セラレ服罪後一ヶ年ヲ經過セサル者
二、破產ノ宣告又ハ家資分散ノ處分ヲ受ケ復權後一ヶ年ヲ經過セサル者
三、役員ノ解任處分ヲ受ケタル後四ヶ年ヲ經過セサル者
四、組合ニ於ケル被選擧權停止中ノ者
五、違約金處分ノ決定ヲ受ケ確定後二ヶ年ヲ經過セサル者
六、經費ノ免除者組合又ハ部經費ノ滯納者及其滯納處分ヲ受ケ二ヶ年ヲ經過セサル者

第二十條 役員ノ權限ハ左ノ如シ
一 部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス
一 部長ハ部會及部員總會ヲ招集シ其議長トナルコト
一 副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス
一 部長ハ部會ノ決議ヲ以テ顧問二名ヲ囑託スルコトヲ得
一 顧問ハ部務其他部ノ利害ニ關シ部長又ハ部會ニ意見ヲ進フルモノトス
一 役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス但シ選擧法ハ組合定款ノ事項ヲ準用ス

第二十二條 役員ノ定數ニ缺員ヲ生シタルトキハ直ニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充スルモノトス
一 役員ノ任期ハ滿二ヶ年トス
一 役員ノ辭職セントスルトキハ理由ヲ證明シタル書類ヲ部ニ提出スヘシ部長ハ部會ニ諮リ之レガ許否ヲ決ス

第二十三條 部長ハ部會ノ決議ヲ以テ部務ノ執行ヲ指揮シ部會ノ決議ニ基キ部員及職工徒弟ヲ指揮シ必要ノ場合ニ於テハ部會ノ決議ヲ以テ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務獎勵上必要ト認ムル事項ヲ實行セシムヘシ

第二十四條 本章ノ規定ニヨル決議事項ハ部長ヨリ組長ニ報告スルニアラサレハ實行スルヲ得ス

第二十五條 本部ハ重要ナル事項ヲ審議スルタメノ部會ヲ設置ス
一 部會ハ部員十名毎ニ一名ノ割合ヲ以テ選出シタル議員ヲ以テ組織ス
一 部會ノ權限ハ左ノ如シ
一 部ノ利害ニ關スル事項
一 違約處分ニ關スル調査事項
一 部經費收支豫算及賦課徵收法並ニ經費ノ決算財產目錄ノ認定
一 組合組長部長ノ諮詢其他必要ト認ムル事項

第二十七條 部會議員二分ノ一以上又ハ部員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ請求シタル事件ハ之ヲ部總會ニ附ス

第二十八條 會議ノ招集ハ其時日目的場所ヲ記シ少ナクトモ三日以前ニ通知スヘシ但シ緊急事件アルトキハ十二時間迄ニ短縮スルコトヲ得

第二十九條 會議ノ裁決ハ出席議員過半數ノ決議ニ依リ同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十條 染工賃最低價格標準實行ニ關スル件及部規約ノ改正削除ハ總會ニ於テ之ヲ決ス

第三十一條 會議ハ議事錄ヲ調製シ其決議事項又ハ選擧ノ顚末並ニ出席者ノ氏名ヲ記錄シ議員二名以上之レニ署名シ保存スヘシ

第三十二條 部會議員ノ資格及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第三十三條 部長ハ毎年一月、七月兩期ニ部總會ヲ開キ諸般ノ報告ヲナシ又ハ工況及統計ノ調査ヲナスヘシ
但シ緊急事件アリト認ムルトキハ臨時之レヲ開クコトヲ得

第三十四條 會議ニ缺席セントスルトキハ開會時刻前ニ缺席屆ヲ部長ニ差出スコトヲ得

第三十五條 組合定狀ノ規定ニ準ス

第三十六條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アルモノハ部ノ決議ニ依リ除名ス
一 工賃最低價格ニ違背シタルモノ
一 取引停止ニ公シ受ケタル注文主ヨリ新タニ同種ノ注文ヲ受ケタルモノ
一 取引停止ニ公シ代金ヲ支拂ヒ又ハ之ト示談シタル注文主ヨリ直ニ取消屆ヲナサヽルモノ
一 注文主ニシテ取引方法ヲ一定セサルモノ
一 不正行爲ヲ以テ他ノ營業ヲ妨害シ又ハ部員ノ營業ヲ妨害シ又ハ注文主ヨリ新タニ注文ヲ受ケタルモノ
一 部員ノ發明ニ係ル營業上ノ機械ヲ其許諾ナク使用シタルモノ
一 部員カ登記及公示ヲ受ケ傳使中ノ職工徒弟ヲ傳使シタルモノ
一 停止又ハ禁止ノ公示ヲ受ケ未タ解除セラレサル職工ヲ傳使シタルモノ

第三十七條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス
一 正當ノ理由ナク役員委員又ハ其命ヲ受ケタル職員調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ
一 京都染物同業組合ノ證票ヲ携帶セサル職工ヲ傳使シタルモノ
一 不正行爲ヲ以テ職工又ハ徒弟ノ登記ヲ受ケ又ハ其情ヲ知リ之ヲ傳使シタルモノ
一 雇傳期限中ノ職工徒弟ニ正當ノ理由ナク和解ノ申入ヲ與ヘサルモノ
一 職工ヲ(第ヲ)雇出ナク教養セサルモノ
一 就業中疾病ニ罹リ又ハ疵痍ヲ被リタル職工徒弟ニ對シ相當ノ治療手當ヲナサヽルモノ

第三十八條 部員ニシテ左ニ揭ケタル行爲アリタルモノハ拾圓以下ノ違約金ヲ科ス
一 正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ
一 職工及徒弟ヲ傳使シ登記ヲ受ケタルモノ

第三十九條 前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ
但シ前項違約事項ニ對シ處分決定書謄本ノ傳達ヲ受ケタル部員ハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス

第四十條 本部規約ニ記載ナキ條項ハ京都染物同業組合定款ノ該當條項ニ準據シ之ヲ適用ス

◆引染部決算及豫算

大正六年度部經費收支決算及七年度部經費收支豫算は左の通り決定せり

大正六年度部經費收支決算

金六拾六圓貳拾二錢五厘	收入總額
內譯	
金貳拾參圓九拾參錢五厘	前年度繰越金
金拾四圓四拾錢	一等 十五戶
金八圓八拾八錢	二等 十三戶
金拾七圓四拾錢	三等 卅七戶
金壹圓六拾四錢	未納 八戶
金五拾參圓九拾錢	支出總額
內	
金拾四圓貳拾錢	會議費
金拾九圓九拾錢	印刷費
金六圓八拾錢	雇人給
金八圓	報酬
金五圓	雜費

差引殘金拾貳圓九拾七錢五厘

大正七年度部經費收支豫算

金六拾九圓四拾九錢五厘	收入總額
內譯	
金拾八圓	一等 十五戶
金拾貳圓六拾四錢	二等 十三戶
金貳拾六圓六拾四錢	三等三十七戶
金拾貳圓參拾七錢五厘	前年度繰越金
金六拾九圓四拾九錢五厘	支出總額
內	
金貳拾六圓貳拾錢	會議費
金六圓八拾錢	雇人賃
金八圓	報酬
金拾貳圓	事務費
金拾七圓拾九錢五厘	雜費

右賦課法ハ從業者ノ人數ヲ以テ標準トス
六名以上ヲ使用スルモノヲ一等トシ
年額壹圓貳拾錢
三名以上ヲ使用スルモノヲ二等トシ
年額九拾六錢
三名以下ヲ使用スルモノヲ三等トシ
年額七拾貳錢
以上毎二ヶ月ヲ一期トシ徵收ス
支出項目ニ不足ヲ生スルトキハ他項目ヨリ流用スル事ヲ得ル
經費ニ不足スルトキハ追徵シ剩餘ヲ生シタルトキハ後期ヘ繰込ムモノトス

◆各部工賃 來る四月一日より其部類總會を開き從前取引工賃の改正をなしたるは友仙染三割糊帛晒色染三割糸絹色染三割張物部三割帶地再整三割形彫部二割上げを發表し實行することゝなれり

◆營業稅調査委員選擧 於ける營業稅調査委員の改選期なるを以て遠からず選擧期日を發表せらるべき筈なるが今回は是非當組合より上京一名下京一名の選出を希望し居ることゆへ選擧當日は是非出署投票ありたきものなるが其選擧資格は一月中に屆出でをなしたるものは悉く有權者なれば當日通知の有無に拘はらず出張相成りたく尤も調査委員候補者は近日役員會を開き決定する筈ゆへ其際は改めて通知する處あるべし

◆試驗所技手異動 當組合試驗所技手山本安次氏は今度大阪府技手に轉任せられたるに就き前年一時囑託技手として就任ありし高等工藝學校出身の辻井和三郎氏を聘し試驗事務を取扱ふことゝなれり

◆組長代理 本組長石田喜兵衛氏は不幸にして市會議員問題に鬼座し當時留守中に就き當分組長事務は副組長木村鶴兵衛、金山藤兵衛の二氏にて取扱はるゝ筈にて交代出務の都合なり

◆違反處分 紺帛晒色染部に於ては前年同業者間に於ける營業上の弊害を矯正し業務進歩を圖るを目的とし部規約以外に申合せ契約條項を制定し之を公正證書とし各官行することの決議をなし相互間に或飾する處ありし結果實來其成績大に良好なりし處今回同業者中の糊橋孫助氏は別に故意を以て惡したる譯にあらざるも正當の手續をなすを怠りしため該契約條項に抵觸する處ありしを以て部役員會に於ては公正證文面に依り違約損害金壹百圓を科したるに同氏は自分の不名譽は勿論なるも規約違行の上より見れば同業者に其實例を示すの一方法として其處分に服從すべしとて違約金を提出せられたり

◆帶地張業者 當組合張物部中には帶地張をなすもの多少ありしも西陣帶地專門としての帶地張業者は加入の手續をなさゞりしも今回同業者二十三名は擧つて加入し組合定款の下に協力一致して斯業の改善進歩を圖るととし夫れ〳〵手續を了し更に去る廿三日午後一時より總會を開催し役員の選擧を行ひたるに幹事に伊福熊次郎氏、副幹事に早田常吉氏、會計益田熊次郎の三氏當選せられたり

◆浸落調整部徒弟錢技會 第十四回浸落調整部徒弟錢技會は來る一日午後一時より開催する筈にて去る廿四日下審査をなし廿八日高等審査をなす筈なり

◆博覽會出品 四月一日より岡崎に於て開催せらるゝ京都博覽會に於ては同月初旬皇太子殿下の行啓相成筈なれば其迄には出品全部の陳列を終へ例年の如く不體裁なき樣各圖館へ通知せる筈なれば當組合出品希望の向は是非四月二日迄には陳列し得らるゝ豫定を以て準備あるべし

◆工場法說明 去る四日、五日京都府工場課監督官原課長、市川監督官當組合へ出張し組合員中工場法に係る場主を召集し左記の事項に就き說明せられたり缺席者のために其事項を掲載し置く各條項の手續を怠る時は必ず處分せらるべし

講述事項

○甲、工場事務ニ關スル事項

一、許可事項及其手續

1、蒸汽力、五馬力以上ノ電動力ヲ使用スル製造場及瓦斯製造場ノ新設增設變更ハ知事ノ許可ヲ其他ノ原動機、火爐、吹子、竈類ヲ使用シ又ハ爆發劇響ヲ發シ其他危害ヲ生シ健康ヲ害シ公廣アル製造場ノ新設、增設、變更ハ所轄警察署長ノ許可ヲ受クルコト(府令製造場取締規則一乃至七)

2、工場ニ於テ十歲以上十二歲未滿ノ職工ヲ就業セシメントスルトキ(工場法施行規則二、工場法施行令第十號府令工場法施行細則一)

3、雇ヒ可カラサル事由ニ因リ臨時必要ノ爲メ就業時間ヲ延長セントスルトキ(工場法八ノ2、府令細則二)

4、職工ニ貯蓄ヲ爲サシメ又ハ職工ノ利益ノ爲メニ賃金ノ一部ニ代ヘ他ノ給付ヲ爲スコトヲ及ヒ職工カ雇入契約ニ違反シ其他職工ノ責ニ歸スヘキ事由ニヨリ解雇セラル、場合ニ職工ノ貯蓄金中工業主ノ給與ニ係ル部分ヲ充附セサル契約ヲナスコトヲ(工場法施行令二四但書)

5、地方ノ慣習ニヨル賃金支拂ヲ爲サントスルトキ(工場法施行令三八府令細則一八)

二、認可事項及其手續

1、製造場ノ賃貸讓與、貸借ヲ爲シタルトキ(府令製造場取締規則一四)

2、季節ニ依リ繁忙ナル事業ヲ營ム工場ニ於テ就業時間ヲ延長セントスルトキ(工場法八ノ4、施行細則二、府令細則三、府告示四一三ノ一)

3、工場管理人ノ選任(工場法一八ノ3、施行規則二一、府令細則八、九)

4、職工貯蓄金ヲ管理スル場合(施行令二五)

5、尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル場合(施行令二六府令細則七)

6、徒弟收容規程(施行令二九)

三、届出事項及其手續

1、許可ヲ受ケタル製造場ノ基礎其他ノ工事ヲ爲ストキ(府令製造場取締規則八)

2、機關手、油差夫、火夫ヲ雇入レントスルトキ(同十ノ6)

3、製造場出火、崩壞、破裂等ノ危害ヲ生シ若ハ危害ヲ生スヘキ虞アルトキ(同一二)

4、製造場檢査前ニ異動ヲ生シ又ハ紛失毀損シタルトキ(同一四)

©Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第九號

組合定款第十六條ニ據リ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年三月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

友仙部川社寺助徒弟　石田喜兵衛

友仙部川社寺助徒弟　井田圓造

紋紗部京都本岩次郎徒弟　井清

京都西洞院町四條下ル　大平龍三

上京區大宮頭橋屋町　木郷義一

上京區下立賣通千本西入　阪本鶴太郎

糸經色染部中島コウ徒弟　下川口村字石本

糸經色染部天田ノ下川口村字石本　九左衛門

紋紗部京都社村宗助徒弟　見强三

京都東淺井郡下草村　下京區堀川通三條下ル　八木長次郎

京都新シ町姉小路上ル　細田忠一

上京區室町椹木町角　上京區室町椹木町角　松永伊三郎

近江東淺井郡市姫字大寺　富澤桑

紀伊郡伏見町　小菅治三郎

上京區唐櫃御池上ル　安井芳太郎

糸經色染部員大塚建一郎職工　友仙部宮川常次郎職工

上京區新シ町御池下ル　大西清吉

下京區裏寺町四條上ル　今村善太郎

上京區衣棚丸太町下ル　田中卯三郎

友仙部礎部利一職工　村上繁藏

熊本市木戸組町　村上繁藏

建物部員西川甚三郎職工　北脇忠儀

澄賀縣野洲郡中里村　北脇忠儀

若狭國三方郡八村字三方　山中たま

丹波北桑田郡神吉村　谷口さき

下京區松原通大和大路東入　中島ツシ

張物部員中村久次郎職工　三條通千本東入四筋目

橋口文次郎

紋紗置部員阪本岩次郎職工　橋口文次郎

下京區小川通三條下ル　墨田伊太郎

下京區川端通四條下ル　片岡仙一郎

上京區新町下長者町上ル　小宮鼎八

神戸市中山手一丁目　細田忠一

上京區室町椹木町角　松永伊三郎

近江東淺井郡市姫字大寺　富澤桑

紀伊郡伏見町　小菅治三郎

上京區唐櫃御池上ル　安井芳太郎

糸經色染部員大塚建一郎職工

滋賀縣蒲生郡中野村　上田末吉

捺物部員森田吉兵衛職工

福井縣丹生郡白山村字栗野　吉田三藏

◆公示第十號

組合定款第十條ニ據リ屋傳契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年三月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

湯賀斗部員橋重太郎徒弟　三浦ハツ

上京區新高倉仁王門下ル　楠田久八徒弟

同　上京區岡崎町字扇ノ川　永田淑子

澄賀縣高島郡堅川村　安本喜代子

浸落部員東原真太郎徒弟　田中鐵雄

雜報

▲絹帛諸色染部規約　同部は元紺染部として京都染業中尤も舊き歴史を有するものなりしも外國染料の輸入せられし以來染工程は一新せられ紺染を專業とするもの殆んどなく多くは諸色染を營むに至り其部員數も往時は十數戸に過ぎざりしも現今百有餘戸の多きに達したり偶々組合定款の改正に伴ひ部規約も隨ふて改正するの必要を生じ去る廿二日部員總會を開催し左の通り部規約の改正をなしたり

京都染物同業組合絹帛諸色染部規約

第一章　總則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之レヲ設置ス

第二條　當部ハ絹帛諸色染營業者ヲ以テ組織シ絹帛諸色染部ト稱ス

第三條　本部事務所ハ京都染物同業組合内ニ設置ス

但シ組合ニ依リ部長居宅ニ於テ事務ヲ處理スルコトヲ得

第四條　當部ニ用ユル印章ハ左ノ如シ

5、廢業シタルトキ（同）

6、工場ニ於テ身體ノ動作ニ大ナル障害アル負傷者、疾病者、死者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者アリタルトキ若ハ疾病負傷ノ爲メ解雇セントスル者アルトキ所轄警察署ヘ屆出（府令工場病傷者、死者屆出規則二）

7、寄宿舍又ハ社宅内ニ在ル職工中疾病負傷ノ爲メ休業三十日以上ニ渉ル者アルトキ（同三）

8、臨時必要アル場合ニ職工ノ就業時間ヲ延長セントスルトキ（工場法八ノ3施行規則二、府令細則四）

9、職工扶助規則ノ作成及變更（施行令一九、施行規則二三）

10、法人ノ理事又ハ代表社員等ヲ工場管理人ニ選任シタル場合（施行規則二二）

11、工場管理人ノ死亡解任（同）

12、保存書類ノ滅失又ハ毀損（同）

13、常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ト寄宿通勤別傷病死者ノ月表ノ提出

14、生糸製造業繰出捐織物、織物編物業者ニシテ十二時間ヲ超エテ女子並ニ十五歳未滿ノ者ヲ使用スルトキ（府令細則五）

15、職工ノ扶助ヲ爲シタルトキ並ニ歸郷旅費ヲ給與シタルトキ（府令細則六二）

16、認可ヲ受ケ徒弟ヲ收容シタルトキ（府令細則一〇）

四、職工名簿

イ、記載方

1、生年月日

疑ハシキモノハ戸籍謄本又ハ戸籍證明ナトヨリテ以テ一致ニ爲シ置クコト

2、本籍前項ト同シ

3、履歴

學業、何々小學校卒業若ハ修業

業務、何年何月何工場ニ付キ何業務ヲ習得シ何年何月ヨリ何年何月マテ何工場ニテ何々業務ニ從事ス

4、雇入

雇入年月日、職業

其他雇入ニ關シ重要ナル事項

5、解雇

解雇年月日

事由（「業主ノ都合ニ依ルト雇傭ト負傷事由ノ場合ノ外ノ場合ハ明ニスルコト」）

解雇ニ關シ重要ナル事項

6、各項作成ノ當務者ハ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スルコト

ロ、解雇職工名簿保存方

解雇職工ノ名簿用紙ハ成ルヘク一綴トナシテ別ニ置クカ又ハ名簿ノ終ニ一括ニ爲シ置クコト

ハ、名簿編製

業務別ニスルカ男女別ニスルカ工業主ノ便宜ニ從ヒ編別シテ各部ニ見易キ索引口座ヲ設ケ置クコト

五、賃金支拂及貯蓄金返還

1、賃金支拂方ハ施行令第二十二條第二十三條施行規則第二十條ノ規定ニヨリ支拂ヲ確實ニシタルコトヲ明ニスルコト

2、貯蓄金臺帳ヲ備付ケ施行令第二十三條施行規則第二十條ノ規定ニヨリ正確ニ返還シタルコトヲ明ニスルコト

六、雇入契約

1、口頭

2、書面

七、就業時間、休憩時間、休日ノ掲示、各工場内見易キ場所ニ掲示スルコト

八、扶助規則周知方法

平易ニ說明シタル後成ルヘク平易ニ書キテ掲示シ置クコト

○乙、工場衛生ニ關スル事項

一、年齡制限ニ關スル事項

二、就業時間ノ制限ニ關スル事項

三、操業上ノ制限ニ關スル事項

四、病者產婦使用制限ニ關スル事項

五、工場及寄宿舍設備ニ關スル事項

六、扶助ニ關スル事項

七、其他工場衛生ニ關スル事項

○丙、工場保安ニ關スル事項

一、操業上ノ制限ニ關スル事項

二、工場設備ニ關スル事項

（雜形略ス）

第二章　目的及業務

第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一　斯業ノ改良發達ヲ企圖スルコト

一　營業上ノ弊害ヲ矯正シ取引上ノ信用ヲ保持スルコト

一　職工及徒弟ヲ教育シ並ニ取締ヲ爲スコト

一　工賃最低價格標準ヲ實行スルコト

一　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引ヲナサス誠實ナル取引ヲナシ粗製濫造ノ弊害ヲ矯正スルコト

第六條　部員ノ不利益ヲ來スヘキ盲行ヲナシ取引上ノ妨害ヲナシ又ハ不正行爲ヲ以テ部員ノ取引セル注文主ヨリ新ニ注文ヲ受クヘカラス

第七條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

第八條　部員ノ發明創始ニ係ル營業上ノ器械器具標號ハ其許諾ナクシテ使用スヘカラス

第九條　部員ニシテ注文主ヲ同フスル者ハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ

第十條　部員ハ注文主又ハ同業者間ニ紛議ヲ生ヲタルトキハ直ニ部長ヘ屆出テ之レカ解決ヲ求ムヘシ

第十一條　部員ハ其注文主カ工賃最低價格標準ニ依ル工賃ヲ支拂ハス又ハ支拂ヲ延滯スルカ不當ノ値引ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ

但シ此場合組長ハ之レカ解決ヲ見ル迄其染注文主トノ取引ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條　部員ハ職工徒弟ニ關シテハ左ノ條項ヲ遵守スヘシ

一　職工ハ同業者ニ傳使セラレ賃金ヲ得テ其業務ニ從事スル者ヲ云フ

一　徒弟トハ一定ノ契約年限ヲ定メ業務ノ傳習ヲ受クル者ヲ云フ

一　部員ハ他部員ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傭スヘカラス

一　組合及部ヨリ雇入停止又ハ禁止ヲ受ケタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

發行兼編輯人　萬谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

染料新製品發賣

東京化學工業株式會社製品

クリサミン

コンゴーレット

今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上御用命被仰付度奉願上候

◆見本御入用ノ節ハ御一報次第直チニ御送リ可申候

大阪市西區八條中通四丁目三〇五番地

東京化學工業株式會社關西代理店

富田直平

電話四二七九六番

井筒印洗曹達

井筒印洗曹達ハ他ノ不純物ナシ

井筒印洗曹達ハ他品ヨリ目方多シ

井筒印洗曹達ハ夏季ニテモ解ケル事ナシ

井筒印洗曹達ハ以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ

井筒印洗曹達ハ市内到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候

井筒印洗曹達ノ製造場ハ三條通千本西入上ル小倉町

井筒洗曹達製造所

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十一號

組合員江上仁兵衛氏ノ戸籍謄本又ハ戸籍證明トシテ以テ「モスリン」簡易染方法ノ特許ヲ受ケタリ此旨公示ス

大正七年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

明細

「モスリン」簡易染方法

發明ノ性質及ニ目的ノ要領

本願ハ「モスリン」又ハ絹毛交織ヲ絞リ染トナスニ其絞リノ色合ヲ異ニ絞ラハ其絞リノ色合ヲ異ナラシムル處ハ從來ノ絞リ染ニ於テハ其絞リノ色合ヲ異ナラシムルニハ或リ部分ヲ最初ニ染メ置キ之ヲ括リ其色合ヲ異ニシタルモ如是スル時ハ其染色ノ部分ヲ微細ニ分ナ難ク從テ微細ニ絞リ地ノ色合ヲ異ナラシムル事能ハズ且生地ヲ染メ之ヲ括リ又染ムルヲ繁雑ナル手數ヲ要シタルモ本願ニ於テハ極ク簡易微細ニ其絞リノ色合ヲ異ニセシムル事ヲ得ベシ以テ其目的トス

發明ノ詳細ナル說明

本願ハ「モスリン」又ハ絹毛交織生地ノ特長タル一旦括リテ收縮シタルモノハ之ヲ解キ再ビ染色スルモ伸張セザル點ヲ利用シ數種異リタル絞リ模樣ヲ表ハサントシタルモノニシテ最初ニ絞リトナスベキ部分ヲ以テ高ニ薄キ其絞リ以外ノ地合ノ色又ハ其地合ノ色ニ數度染色ヲ加フルモ濃ク染ムル色合トナシ又絞リノ側所ハ漸次薄キ（又ハ前記ノ如ク染上ゲタルモノニ尙ホ染色ヲ重ヌルモ其色合ヲ損セザル）色合ニテ染物ヲ異ナラシメ之ヲ施行スルニハ絞リニ括リタル白生地ヲ絞リ以外ノ色合ニ最初ニ染メ次ニ其地合ヨリ薄ク絞リノ部分ニテハ濃キ側所ノ絞リヲ解キ其染色ニ生地全體ヲ浸シ染色シ又其次ノ絞リノ稍々薄キ色合ノ側所ノ絞リヲ解キ之ヲ前ノ如ク染色シ漸次薄キモノニ及ボシ最終ハ絞リヲ解キ白ノ絞リ模樣ヲ表ハシ數種異リタル絞リ模樣トナシタルモノニシテ元來染色ハ最初濃キ部分ヲ染メ之ヨリ薄キモノ又ハ染色ヲ重ヌルモ元ノ染色ノ色合ヲ損セザル點ヲ利用シ前記ノ如ク濃キモノヨリ漸次薄キニ至ラシメ之ヲ染ムルニハ生地全體ヲ一度ニ染メ其手數簡易ニシテ數種ノ絞リ模樣ヲ現ハシタル方法トス

特許請求ノ範圍

一前記ノ如ク「モスリン」又ハ絹毛交織ヲ前記ノ方法ニヨリ數種異リタル絞リ染キナス簡易染ノ方法

◆公示第十二號

組合定款第二十六條ニヨリ屋備契約ヲナシタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正七年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

紋上書部東谷儀造徒弟
京都府下葛野郡衣笠村字平野
增田芳太郎
御召再整部村田庄平徒弟
上京區寺ノ內堀川西入
奥田治三郎
糸經色染部平居敬之助徒弟
岐阜縣海津郡吉里村字松木
堀田又一

◆公示第十三號

組合定款第十條ニ依リ屋備契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正七年四月廿五日

京都染物同業組合

組長　石田喜兵衛

形彫部員中森道三郎徒弟
上京區姉小路油小路西入
山本清三郎
紋模樣糊置部員村上庄太郎徒弟
京都府下愛宕郡久田村字長砂
大島文次郎
友仙染部員宮川常次郎職工
上京區新シ町三條上ル
安藤彦七
上京區油小路押小路下ル
竹下甚三郎
上京區油小路下長者町上ル
井筒源三郎

◆紋模樣糊置部徒弟競技會　去る十五日午前十一時第十一回徒弟競技會を開催せり來賓は府市の各係官、商業會議所會頭代理其他各部聯合會部長組合評議員各新聞記者等にて萬力染織學校長審査總長として授賞證の申請をなし富田市勸業課長市長代理として褒賞狀を商業會議所會頭代理藤井書記賞金を各授與し受賞者總代伊藤修一の答辭を以て式を終へたり

▲模樣糊置ノ部

一等賞
前田久次郎徒弟　石田房之助
石津藤三郎同　栗原榮一郎

二等賞
畔柳退三同　大八木和三郎
大榎常次郎同　大榎初太郎
中島太三郎同　沼田信太郎
引原源次郎同　引原源次郎
板倉幸次郎同　橘口結次郎
林政次郎同　山本安吉
中島太三郎同　藤堂喜之助
同　林熊次郎

三等賞
正田吉次郎徒弟　吉川久吉
同　谷高壽之助
同　井壽吉
力石音次郎同　酒井嘉市
八木竹松同　高橋梅次郎
吉田德次郎同　大西和三郎
同

衰

狀
大隅武士
宇治原眞次郎
平岡多吉
根來利三郎
上平兵衛
鵜飼コキ
中島正次
山田條之助
八谷末次郎
垣平見吉平
坪田政吉
松浦光之助
梅津幸七
增田國明
高柴重一
松井芳夫
長谷川清太郎
岡野孝次郎
狩野芳太郎
植田清次郎
高橋保三
村瀨政次郎
松崎政市
國領英一等
岩崎政
宗吉
永井
寺田正勝
栗山源次
田和三郎
引原マス
辻村爲次郎同
遠藤久次郎同
正田梅之助同
藤本清太郎
巽芳孝
引原利七同
中島太三郎同

◆紋糊置ノ部

一等賞
久保田久吉徒弟
藤村藤七同

二等賞
藤村藤七徒弟
藤村末次郎同
村田源助同
同
宗藤新次郎同
同
藤村末次郎同
田村松之助同
安藤新次郎同

三等賞
久保田久太徒弟
安藤新次郎同
松本熊四郎同
中島太三郎同
引原利七同
辻村爲次郎同
遠藤久次郎同
正田梅之助同
藤本清太郎
巽芳孝
引原マス
栗山源次
寺田正勝
疋田和三郎
永井宗吉
岩崎政
松崎
國領英一等
植田清次郎
村瀨政次郎
松井芳夫
增田國明
岡野孝次郎
長谷川清太郎
狩野芳太郎
佐藤新之助
川島德太郎
寺川末次郎
德田眞男
松岡音吉
木加三代
浅田伊三
木下清太郎
見島一太郎
田中政吉
水谷爲次郎
伊藤信一
山田鶴吉
渡邊忠一
島田甚三郎
伊藤修一
小野留三郎
小野留三郎
清吉
奥村福松
橋本秀雄
塚田清吉
西村信次
濱崎竹次郎
田村清太郎
大橋省
木本
池藤幸三郎
久

5、廢業シタルトキ（同）
6、工場ニ於テ身體ノ動作ニ大ナル障害アル負傷者、疾病者、死者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者アリタルトキ若ハ疾病負傷ノ爲メ解雇セントスル者アルトキ所轄警察署ヘ屆出（府令工場病傷者、死者屆出規則一）
7、寄宿舍又ハ社宅內ニ在ル職工中疾病負傷ノ爲メ休業三十日以上ニ渉ル者アルトキ（同三）
8、臨時必要アル場合ニ職工ノ就業時間ヲ延長セントスルトキ（工場法八ノ3施行規則一、府令細則四）
9、職工扶助規則ノ作成及變更（施行令一九、施行規則二三）
10、法人ノ理事又ハ代表社員等ヲ工場管理人ニ選任シタル場合（施行規則二二）
11、工場管理人ノ死亡解任（同）
12、保存書類ノ滅失又ハ毀損（同）
13、常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ト寄宿通勤別傷病死者ノ月表ノ提出
14、生糸製造業繰出絹織物、織物編物業者ニシテ十二時間ヲ超エテ女子並ニ十五歲未滿ノ者ヲ使用スルトキ（府令細則五）
15、職工ノ扶助ヲ爲シタルトキ並ニ歸鄕旅費ヲ給與シタルトキ（府令細則六二）
16、認可ヲ受ケ徒弟ヲ收容シタルトキ（府令細則一〇）

四、職工名簿

イ、記載方

1、生年月日
疑ハシキモノハ戸籍謄本又ハ戸籍證明ヲトリテ以テ一環ニ爲シ置クコト
2、本籍前項ト同シ
3、履歷
學業、何々小學校卒業若ハ修業
業務、何年何月何工場ニ付キ何業務ヲ習得シ何年何月ヨリ何年何月マテ何工場ニテ何々業務ニ從事ス

4、雇入
雇入年月日
其他雇入ニ關シ重要ナル事項

5、解雇
解雇年月日
事由（工業主ノ都合ニ依ルトキ理由ヲ明カニスル者ノ者ノ事ヲ明カニスルコト）
解雇ニ關シ重要ナル事項
6、各原作成ノ當務者ハ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スルコト

ロ、解雇職工名簿保存方
解雇職工ノ名簿用紙ハ成ルヘク一綴トナシテ別ニ置カカ又ハ名簿ノ終ニ一括ニ爲シ置クコト

ハ、名簿編製
業務別ニスルカ男女別ニスルカ工業主ノ便宜ニ從ヒ編別シテ各部ニ見易キ索引口座ヲ設ケ置クコト

五、賃金支拂及貯蓄金返還
1、賃金支拂簿ヲ備付ケ施行令第二十二條第二十三條施行規則第二十條ノ規定ニヨリ支拂ヲ確實ニシタルコトヲ明ニスルコト
2、貯蓄金臺帳ヲ備付ケ施行令第二十三條施行規則第二十條ノ規定ニヨリ正確ニ返還シタルコトヲ明ニスルコト

六、雇入契約
1、口頭
2、書面

七、就業時間、休憩時間、休日ノ掲示、各工場內見易キ場所ニ掲示スルコト

八、扶助規則周知方法
平易ニ說明シタル後成ルヘク平易ニ書キテ掲示シ置クコト

○乙、工場衛生ニ關スル事項
一、年齡制限ニ關スル事項
二、就業時間ノ制限ニ關スル事項
三、操業上ノ制限ニ關スル事項
四、病者產婦使用制限ニ關スル事項
五、工場及寄宿舍設備ニ關スル事項
六、扶助ニ關スル事項
七、其他工場衛生ニ關スル事項

○丙、工場保安ニ關スル事項
一、操業上ノ制限ニ關スル事項
二、工場設備ニ關スル事項

染料新製品發賣
東京化學工業株式會社製品
クリサミン
コンゴーレット
今回右染料ヲ發賣仕リ候間御試用ノ上御用命被仰付度奉願上候
◆見本御入用ノ節ハ御一報次第直ナニ御送リ可申上候
大阪市西區八條中通四丁目三〇五番地
東京化學工業株式會社關西代理店
富田直平
電話西三七九六番

井筒印洗曹達
井筒印洗曹達ハ他ノ不純物ナシ
井筒印洗曹達ハ他品ヨリ目方多シ
井筒印洗曹達ハ夏季ニテモ解ケルヲナシ
井筒印洗曹達ハ以上ノ特質アルヲ以テ使用者ハ他品使用ヨリ二三割ノ利益アリ
井筒印洗曹達ハ市內到ル所ノ染料店藥店及荒物店ニアリ若無之節ハ製造場ヘ御注文被下候
井筒印洗曹達ノ製造場ハ三條通千本西入上ル小倉町
井筒洗曹達製造所

發行兼編輯人　寓谷復次郎
發行所　京都市釜座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

©Kyozomekai